宋代法制史料

青木敦

総説

(以下、『清明集』)、『宋会要輯稿』を挙げる理由を示しておきたい。 料全体での「法制史料」の意味内容を検討し、そのうえで宋代法制史料として『慶元条法事類』、『名公書判清明集』 宋代諸史料のうち、何をもって「法制史料」と称するか。本稿の「総説」ではまず、それを考える目的で中国史史

挙げられ、また裁判記録たる判語(判牘)や民間の契約文書もそうであろう。後者については、会要・会典・三通等々 れる。前者であれば、律、律例、勅令格式、令などの国家の根本的な法典、『元典章』などそれに準ずるものが第一に 制度史料一般が含まれよう。さらに、「法制に関する記述」を含むあらゆる史料とするなら、文集・地方志・金石など おきたい。 1 伝統的な目録学、 大変広くなり、史料自体の分類は関係なくなってしまう。ここでは「司法」および「法律と制度」という軸を念頭に、 そもそも「法制」といった場合、司法(legal system)と、「法律および制度」という大きく二つの意味内容が考えら 2 現代の書誌分類、 の二方面において、何を「宋代法制史料」として取り上げるべきか、考えて

1

伝統的な目録学

1

頁)は各制之属に分類している。さらに『元典章』は『大唐開元礼』、『政和五礼新儀』などと並んで典礼之属である。 の重みがない故か、後者は各図書館とも各代旧制之属(人文研三八〇頁、東文研三五四頁、文庫四一六頁)、国会(二七四 式・申明などの条文そのものの編纂物たる『慶元条法事類』も問題なく法令之属に配されてしかるべきかと思うが、律 は ていた東大総図 していた機関での分類が、 これは洪武から嘉靖までの「制誥典制」を集めた『明典章』(同じく〝典礼之属〞)に引きずられたのではあるまい 『皇明条法事類纂』が東文研(三七九頁)と国会(二八九頁)で法令之属となっていることからすれば、 の法令之属は巻八二、八四(存目のみ)にある。ただ、類似する書物が法令之属以外にも散見される。 籍分類目録を眺めると、『永徽法経』『唐律疏義』『金玉新書』『至正条格』『大明律』などを含む政書類の法令之属が第 纂した漢籍分類目録 図書館、 国家の重要な法典を探しつつ、京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所、東京大学総合図書館、 『四庫提要』は『元典章』を「各々條格を分かち、體例を新集す」と紹介する(巻八三)。興味深いのは、もともと所蔵 | に分類上における法制史料の中心といってよかろう。『四庫全書総目提要』(以下『四庫提要』と略記) 『慶元条法事類』を政書類の儀制に分類している(三六八頁)。後者は『慶元条法事類』に付された『吏部条法』 東洋文庫、 伝統的な分類のどの部分が「法制史」であるのかが問題となろう。 (『東京大学総合図書館漢籍分類目録』一九九五年) はこれを法令ではなく各代旧制之属に、 静嘉堂文庫(以下、機関名をそれぞれ人文研、東文研、東大総図、国会、文庫、静嘉堂と略称する) (詳細は【参考文献】 欄を参照。文中には当該目録の頁数のみを記す)などに受け継がれてきた現代の漢 他と異なった扱いをしているケースである。たとえば、従来『皇明条法事類纂』を保持 伝統的な漢籍目録四庫分類を基礎とし 勅・令・格 条例集である また静嘉堂 でいえば、 国立国会 が

扱いと関係するのかも知れない。

法制」

に制度史料を含めるという立場から会要・会典・三通などを含めるのであれば、

それは同じ政書の通

八七頁) • 文庫

(四三九頁)

清明集』

自体、

『四庫提要』

では子部法家で、

宋版を所有していた静嘉堂も子部法家だが

属 連文書、『刑統賦』、そして『清明集』もここに含まれる。『四庫全書』の編纂者もここは重要と考えたようで、法令之 制之属 あることである。 は若干、 こうしたなかで、 (巻八二)の末尾には「案ずるに、法令と法家とは其の事相近くも實は不同なり。 多くは子部の法家か、 (『四庫提要』 『上論八旗』 政書類とは距離があり、 判語は、 巻八一) 我々が思う「司法」と四部分類の対応で注意すべきは、 などはそのなかの詔令之属、 他の文章とまとめて集部別集である。『疑獄集』、『折獄亀鑑』、『棠陰比事』といった裁判関 我々はあまり躊躇せずに「法制史料」と見るものの、 にも目を向けなければならない。一方、本書で山本英史氏が取り上げる皇帝とのやりとり 史部の詔令奏議類に分類される。たとえば『四庫提要』 『内閣奏題稿』など、奏議、 少なからぬ裁判関連文書が子部法家類 奏本や題本、 四庫分類では史部にすら入ってい 法家は其の理を私議するなり。 の 奏摺は奏議之属である。 なかでは、 雍正帝 の な

近の四部分類でも改善される傾向にある。『疑獄集』『折獄亀鑑』『棠陰比事』はいずれも、古今の捜査・裁判物語を集 属に配され、 7 ることもある B 、た読み物であり、『四庫全書』以来基本的には子部法家類だが、このうち『疑獄集』は近年政書類法令之属に配され なお、この問題は次に2現代の書誌分類で紹介する『中国法制史書目』にあっては十分吟味・修正されているが、 『清明集』 が 司法研究に有効な法制史料の性格とよりそぐうようになっている。 (清咸豊元年桐郷金氏重刊本二冊、 『疑獄集』 『折獄亀鑑』『棠陰比事』とともに子部法家に分類された状態から、 文庫四四〇頁、 東文研三八七頁)。宋代以降の判牘 は 近年では政書類法令之 四 庫全書』 K お

令は官の著して令と爲すものなり」と、私撰の法律関係書を子部法家に入れてしまった理由を記している。

類されているし、 (判語) については、 社会経済史研究においても利用価値の高 積極的に史部政書類法令之属の下に 「判牘」という分類項目が立てられ、 5 『盟水斎存牘』 も人文研 (北京、 中国政法大学出版社、 「清明 はそこに分

ではその静嘉堂の影印本を史部政書類法令之属とする。

そしてこれら近年の分類では、

判牘

(四五〇頁)、東文研

○二年刊の排印本、http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/ 二○一八年一○月二二日閲覧)は「判牘」に分類している。 『伝統中国判贖資料目録』に見られる判贖のタイトルを目録で当たってみても、 それらの分類は必ずしも

之属に、 では蒯德模の他の書と併せて集部別種類に分類している他、方濬師 に属している。 大学出版社、二〇〇二年)は各図書館では法令之属判牘だが、一橋大学附属図書館、 していない(http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/ 二○一八年一○月二二日閲覧)。『盟水斎存牘』(北京、 蒯德模 清末の若干の判牘に目を転じると、賈臻の『退厓公牘文字』は東文研(七七一頁) 『呉中判牘』は東文研(三八七頁)で政書類法令之属判牘 『嶺西公牘彙存』は、東文研 (乾隆以後の書籍を集めた 愛知大学図書館では法令之属律学 では集部別集類清季 (四〇三頁)では、 『続修四庫全書』 中国政法

代以降の判牘とは異なるが、 政書類法令判牘 書類雑録之属に入れられている。このように四部分類における判牘の所属は大変混乱している。また裁判記録たる宋 人文研では政書法令(村本文庫の嘉慶刊本、北京、中国政法大学出版社、一九九六年刊の排印本、http://www.kanji.zinbun (『学津討原』所収、『叢書集成初編』所収、光緒刊本の三つ)、文庫(子部一六六頁)では子部類書類**彙考**之 唐の『龍筋鳳随判』も、『四庫全書』では子部類書類だが、東文研(三八七頁)では史部

録之類に、

国会(三〇三頁)・『近代中国史料叢刊』、二六三番所収では史部雑録之属に、文庫

(四五四頁)では、史部政

あえて現代の四部分類で我々が「法制史料」として興味を持つ対象の分類は、 まずは政書類法令之属、 kyoto-u.ac.jp/kanseki/ 二○一八年一○月二二日閲覧)と一定しない。

に移してしまった諸史料が、『四庫全書』以降は消えてしまった が、我々の感覚に近い。 類纂』も含まれる通制之属・各代旧制之属であろう。だが実は、『七略』 また必ずしも分類は一定しないが政書類法令之属判牘に入れるべき判牘、 なぜなら、『四庫提要』が「法令と法家とは其の事相近くも實は不同なり」 「刑法」 以降、『四庫全書』より前の四部分類のほう (『七略』では「法制」、 そして『元典章』『通制条格』『皇明条法事 『直斎書録解題』『国史経 と軒並み子部法家

籍志』では

「法令」)として分類され、残されているからである。

4

祖基

『中国歴代法家著述考』、

李祖蔭等『中国法制史参考書目簡介』

ると、そこに見える書籍が我々の法制史料のイメージに近い。 まれており、これと巻一五八藝文略史類の故事の通制 通志』でいえば、『疑獄集』、『折獄亀鑑』、『棠陰比事』、『刑統賦』、『洗冤録』、『政刑類要』、 が、『四庫全書』に至って儀注と併合されて新たに政書とされてしまったことである。採録書籍の多い清代の『欽定続 部受け継がれてゆく)、ここにも問題がひとつ残されている。 『隋書』 経籍志以来の刑法 にほぼそのまま受け継がれていくが(『通志』藝文略は「食貨」を、『直斎書録解題』 隋書』経籍志は史部を正史・古史・雑史・霸史・起居注・旧事・職官・儀注・刑法・雑伝・地理・ 『唐書』『宋史』『明史』の藝文志、『通志』 藝文略、『崇文総目』『郡斎読書志』『直斎書録解題』 (元典章など)と通令(『至正条格』、『大明律』など)を合わせてみ は (『直斎書録解題 「別史」、「詔令」、「時令」を設け、 『清明集』 などが刑法に含 国国 簿録に分 史経籍

✓ 現代の書誌分類

それぞれに「法制史」の対象範囲があると思われ、 中国での出版状況が活発化した二○○○年代以降には激増している(次頁の表『中国法制史』出版件数」参照)。そして でに少なくとも九○名の著者がこの同一タイトルで書籍を執筆・編集している ([青木二○一四] 三二八頁)、 留意せねばならない。試みに中国・台湾・日本のデータベースで書籍タイトルが『中国法制史』という本を検索する だが一方で、 次に、近代的な分類において「法制」を考えるとするなら、「法制史」という語がきわめて幅広く使われている点に 夥しい結果が得られる。 分類学的に近代的概念に沿った法制史書目を作る試みは続けられてきた。 程樹徳や法律家の郁嶷、 五四運動以降、『中国〜史』という通史的書物の出版が相次いだ一九二〇〜三〇年代 これをすべてまとめて、 陳顧遠らがそれぞれ『中国法制史』なる書を著して以降、 その傾向を指摘することは難しい。 (副題・再版・翻訳は含まない)。 代表的なものとしては、 ことに

が挙げられよう。Modern Chinese Society: An

出版件数
4
5
5
14
52
11

中国国家図書館・中国国家数字図書館 (http://www.nlc.cn/ 2018年 3 月16日閲 覧)、全国図書書目資訊網(http://nbinet3. ncl.edu.tw/screens/opacmenu cht.html 同日閲覧)、CiNii Books (https://ci.nii.ac.

こうしたなか、

張偉仁

『中国法制史書目』は、

これらの基礎

の上 K 米

jp/books/同日閲覧)

したもので、

のであろう。

全体が四つの篇、その下に章、節、

また節によってはさら

任

おそらく「法制史」を冠した書目としては最も体系だったも

編した民国以降のものを含む)までの法制史料を現代の我々

の枠組みから再編

日・英の大学・図書館の分類を参考としつつ清代まで(清代以前の史料を再

次だけを載せるにも紙幅が足りないのだが、 意に選んだ若干の史料が含まれる項目のみ、 それが分けられ、様々な史料に ついての版本、作者、内容、十進法分類などが記されている。 以下に紹介する。 本書の他の著者の内容を見渡し、宋代を担当する筆者の興味に鑑み、 大部なもので、その目

第 二篇 規範

二章 法令律例

第

第一節 綜合治令

明條法事類纂』、『重修問刑条例』、『大清律例』など) 断代法令(『故唐律疏議』、『宋刑統』、『慶元條法事類』、『大元通制条格』、『大元聖政国朝典章』、『大明令』、『皇

歴代法令(『九朝律考』など)

一節省略

第 三章 訓諭楷模

一~四節省略

6

Analytical Bibliographyもあり、その12.2 National Legal System (司法制度)

にも法制関係と見なすべき書目の番号がまとめられているが、これはいず

れも清朝以降のものでありここでは触れない。

第五節 綜合(『宋朝大詔令集』、『雍正硃批奏摺選輯』など)

第四章 成案慣例

第一節 成案 (『疑獄集』、『折獄亀鑑』、『棠陰比事』、『駁案新編』など)

第二節 慣例(『中国民商事習慣調査報告録』など)

第二篇 (第二、五、六章省略) 制度

(第一~七章省略)

第八章 綜合 第一節 断代(『周礼』、『大唐六典』、『宋会要輯稿』、『大明会典』、『欽定大清会典事例』など)

(第一~四章省略

第三篇

理論

第四篇 実務

第三章 司法

第一節

重大事件

第二節 審判記録(『名公書判清明集』、『螢辞』、『鹿洲公案』、『呉中判牘』、『樊山批判』など)

(第一、二、四~九章省略

第一○章 綜合(『貞観政要』、『太平治蹟統類』、『建炎以来朝野雑記』、『朝野類要』、『万暦野獲編』、明清の実録など)

(第三~六節省略)

第五篇 綜合

第四章 方志 (中国方志叢書、重修台湾府志など)

(第一~三章省略)

ない)が大半を占める。だが、例えば『折獄亀鑑』『棠陰比事』は『疑獄集』以来の故事などであって、具体事例や宋 これとて、全体のごく一部に過ぎず、また量的には清朝以降のもの(民国期に編纂された清代史料を含む。満文等は含ま

明集』、『營辞』、『樊山批判』 四庫分類と比して、法制史料分類における我々のよい導き手となる。 0 合治令一断代法令、明の檔案の鈔本『刑部問寧王案』は第四篇実務第三章司法第一節重大案件であり、「淡新檔案」 ではなく、内容で分類されている。 同時代的な法律に基づいたのではなく、 などの判語を第四篇「実務」 例えば檔案が刊印された『大清律例按語』 これを第一篇の「規範」に含め、一方、現代の歴史研究で多用される『清 に配しているのは慧眼と言うべきであり、 なお同書は檔案や石刻などといった史料の形: は第一篇規範第一章法令律例第一節 混乱した従来 は

紹介されていない。また、 なお、現代の書誌分類として、まず日本十進分類表(NDC)において見るなら、現代の大学の組織と似ており、 文集、 詩文、石刻資料集などは、 法制史料としてはあまり採録されていない。 中

十進法分類による場合は、影印された一次史料もこの三二二・二二番台に含められることが多い。 国法制史の研究図書は法律 – 法制史 – 東洋法制史 – 中国 (法学部東洋法制史講座に相当) である三二二・二二番台にある。 さて、「法制史料」を、 四部分類であれば『刑法』(『四庫全書』では史部政書類と子部法家類)、または『中国法制史書

右選格』を省き、 であった『清明集』 上げるべき現存の宋代法制史料としては、編纂法典で海行の竇儀『宋刑統』(『重詳定刑統』)、『慶元条法事類』、『天聖 目』の第一篇「規範」の「法令律例」、第四篇「実務」の「司法」あたりに掲載されているものとすれば、本稿で取 また特別法の『開禧重修尚書吏部侍郎右選格』であり、『四庫全書』では子部法家に分類されたがもともと刑 また唐律を踏襲した『宋刑統』、いまだ唐令の延長にある『天聖令』を除外した。そこで本稿では、 が挙げられる。 紙幅や筆者の能力の関係もあって、吏部関係の格のみの『開禧重修尚書吏部侍郎

要」として、やや外れるが 第一篇第三章訓諭楷模の分類に属する詔令を取り上げる。 判語」として『清明集』、「二 条法事類」として『慶元条法事類』を取り上げることとする。そして「三 『直斎書録解題』史部詔令類、 『四庫提要』史部詔令奏議之属、 あるいは 『中国法制史書

宋代には『宋代詔令集』という、『宋朝国史』系統とはまた異なったオリジナリティのある北宋の詔令集が残され

孫祖基

法律はその一部から発生し、詔令も法律に準ずる「法制史料」として十分価値があると考えられるからであり、第二 にこれが法制に限らず、制度・財政・政治など、多くの方面で南北両宋を通じて利用される重要史料だからである。 した。『宋会要輯稿』は実質的には奏議と詔令が大半を占めるし、第一に、詔令は行政の規範となり、しばしば実際 いるが、ここではむしろ、詔令等の命令・議論を載せた宋代史料として、『宋会要輯稿』に解説・解釈を加えることと

【参考文献】

『懐徳堂文庫図書目録』(大阪大学文学部、一九七六年

『京都大学人文科学研究所漢籍分類目録』(京都大学人文科学研究所、一九六三~六五年)

。国立国会図書館漢籍目録』 (国立国会図書館図書部、一九八七年)

『静嘉堂文庫漢籍分類目録』(静嘉堂文庫編、一九三〇年)

『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』(東京大学東洋文化研究所、一九七三~七五年

。東洋文庫所蔵漢籍分類目録 史部』(東洋文庫、一九八六年)

青木敦『宋代民事法の世界』(慶應義塾大学出版会、二〇一四年)

三木聰・山本英史・髙橋芳郎編『伝統中国判牘資料目録』(汲古書院、二〇一〇年)

(以上、漢籍目録類)

『中国歴代法家著述考』(初版、一九三四年、のち台北、

進学書局、一九七〇年)

張偉仁 『中国法制史書目』(台北、中央研究院歴史語言研究所、一九七六年

李祖蔭等 『中国法制史参考書目簡介』(北京、法律出版社、一九五七年)

G. William Skinner and Winston Hsieh (謝文孫), eds., Modern Chinese Society: An Analytical Bibliography (Stanford California, Stanford University Press, 1973.

解題

時期的には、この一二四○年代~七○年代の判語を集めた『清明集』と劉克荘の『後村集』が、『黄勉斎集』より半世 八七~一二六九)の『後村先生大文集』(以下『後村集』)があり、そしてこの大部な『清明集』一四巻が残されている。 榦(一一五二~一二二一)の『黄勉斎先生文集』(以下『黄勉斎集』)中に含まれたものが最初であり、ついで劉克荘(一一 紀ほど遅れる。『後村集』と『清明集』には重複する判語が見られるが、『黄勉斎集』の判語は『清明集』には収録さ は容易である。 れていない。だが今日第一に参照すべき中華書局標点本『清明集』には劉克荘や黄榦の判語も収録されており、 中国史料に裁判の判決文たる判語が残されるようになるのは南宋以降で、まとまった量の南宋の判語集としては、黄 参照

比すれば微々たるものといっていい。万暦年間(一五七三~一六一九)を過ぎ、明末から清に至ってよらやく『清明集 に量的に匹敵する記録が見られるようになるのである。 して群を抜いている。 ところで、南宋判語とくに『清明集』は、 公牘・讞語などと称される明の判語も、 明中期以前の判語としては、全体の分量・判語あたりの字数の双方から 嘉靖年間(一五二二~一五六六) を過ぎるまではこれ

そが宋代法制の特色であると言える。 せて判決を下すという、 だが 『清明集』の最大の特徴は、このような量的な豊かさだけではなく、民事的法律を細かに引用し事実と対照さ 後代には見られない宋代裁判の性質にあり、そしてその背景に存在する細かい民事的法条と

ただもちろん、各事件の関係者は主として、善玉としての裁判官、 悪玉の側に豪民やそれと結託する譁徒、 胥吏、 ح

異については、 相当程度に定形化されて描かれている。 えで、『清明集』 宋代裁判の平均値というわけではない。しかしそれらの諸点を差し引いても、 もより明らかに朱子学的に厳格な判断をしている事例も知られている ([高橋二○一七])。『清明 た史料というわけではないし、その内容から直接、 しかも、 Ą 地域を問わずに、 学派系統が明らかな著者の全員が朱子学者で、 [青木二〇一四]七八頁を参照)。 こうしたことからすると、『清明集』もそのまま当時の社会の実態を描 の価値は至上のものである。 南宋の共通用語にほぼ統一されている 加えて、 本来は地域的に多種多様であるはずの土地慣習や分産慣習に関する 「地域社会」「基層社会」を論じることには慎重にならざるを得 なかには判語の著者が、女子財産について、下級審より (宋代および二○世紀華北における抵当慣習の用 南宋裁判における法律の運用を知るう 集』 が現実に行われ 語法の差

下の孤本として静嘉堂の宋版の『〔名公書判〕 あるが、 に上海図書館および北京図書館から、 三~六頁に的確な紹介が行われているので、詳細はそれを参考にすべきだが、 本稿で扱う「質庫利息與私債不同」 清明集』の版本については、戸婚門の『高橋訳注』(後出【参考文献】を参照。 条法事類」で該当する条文を見てゆきたい。 次項の 『慶元条法事類』 所載条文の実地での適用が見られるところから、 は、 明刊本(一四巻本)が発見された(北京図書館本は一部欠)。 農村金融における出資や利率の訴訟を、 清明集』(不分巻、戸婚門のみ)が知られていた。その後、一九八○年代 基本的なところを述べるなら、まず天 該当する訳注を『高橋訳注』と略記する) ここの部分を読んでゆき、 法を重視しつつ裁 5 てい その後 例

【史料 I 】

『名公書判清明集』巻九、胡石壁「質庫利息與私債不同

(1)

原

文

錢一百貫、 利爲本者」。 公才供、 證單詞之非妄。 百千與李四二作解、 大凡官廳財物勾加之訟、考察虛實、 曾支去二十七貫、 其本尚在、比之借貸取利過本者、 雇倩乙家開張質庫營運、 知縣乃引用「積日雖多、不過得一倍」之法、以斷之、豈猶未見淳熙十四年申明之敕乎。 是不憑文書以考察虛實矣。李四二領錢之初、 而其子李五三、 通本息合存三百五十三貫。此乃是積年留下息錢在庫、 所收息錢雖過於本、 李五七止供認五十千。 則憑文書、 事體不同、 剖判曲直、 即不當與私債一例定斷」。今李四二所欠黃公才之錢、 其雇倩人係因本營運所得利息、 知縣遂以爲信。 則依條法。捨此而臆決焉、 約每歲納息二分。 謂是當時果只五十千、 以十四年計之、該息二百八十貫。 不曾支撥、 則難乎片言折獄矣。黃公才初以 既係外來諸色人將衣物、 初非 不知以何爲照、 一以財物出舉 其說曰 「若甲 一家出 據黃 而 而

2 訓 読 利息。

知縣乃以私債定奪、

是又不依條法以剖判曲直矣。

然則何以息訟哉。

愈廳再喚兩詞、

於黃公才名下索出李四

正係質

如見得別無未盡情節、

則與照條追理監還、

何必更追干證

抵當之類、

錢文約、以驗其實欠錢若干。

は、 曾て支撥せず、 此れを捨てて臆決せば、則ち片言もて折獄するよりも難し。黄公才初め百千を以て李四二に與へ解を作さしむるも、 大凡そ官廳の財物勾加の訟、 過ぎず」の法を引用し以て之れを斷ずるは、 の領錢の初め、 して其の子李五三、李五七、止だ五十千を供認するのみ。 百貫を出し乙家を雇倩し質庫を開張し營運せしが若きは、 曾て二十七貫を支去し、本息と通じ合に三百五十三貫を存すべし。此れ乃ち是れ積年留下せし息錢の庫に在りて、 何を以て照と爲して單詞の非妄を證すべきかを知らず。是れ文書に憑らずして以て虛實を考察するなり。李四二 初めより「財物を以て出舉して回利し本と爲す」には非ず。 每歳息二分を納むるを約す。十四年を以て之れを計せば、該息は二百八十貫なり。 虚實を考察せんとすれば、 豈に猶ほ未だ淳熙十四年申明の敕を見ざりしや。 則ち文書に憑し、 知縣遂に以て信を爲す。是れ當時果して只だ五十千と謂 收する所の息錢本を過ぐると雖も、 曲直を剖判せんとすれば、 知縣乃ち 「積日多しと雖も一倍を得るに 其の說に曰く「甲家錢 其の雇倩人の本に因 黄公才の供に據ら 則ち條法に依る。

ぞ必ずしも更に干證を追せん。 する所の黄公才の錢は正に質庫の利息に係る。 りて營運し得る所の利息に係るは、 索出し、以て其の實欠錢若干を驗す。 剖判するなり。 れに比するに借貸し取 然らば則ち何を以てか訟を息めんや。 利の本を過ぐるとは事體同じからず、 既に外來諸色人の衣物、 如し別に未だ情節を盡さざる無きを見得せば、則ち與に條に照し追理監還し、 知縣乃ち私債を以て定奪するは是れ又た條法に依らずして以て曲直を 金帛を將て抵當するの類に係れば、其の本尚ほ在り、 即ち當に私債と一例に定斷すべからず」と。今李四二欠 黄公才の名下に於いて李四 一領錢の文約を 之 何

③ 語 釈

明では、 り、「十分の一」すなわち、一○パーセントを意味している。〈回利爲本〉複利のこと。この一節は後出の雑勅 貫にあたる。 ケースでは毎年利子は単利で二○貫、一四年で二八○貫、これは元本一○○貫を上回る。だが、 (本稿一九頁) ○三頁は「勾竄添加のことか」とする。〈百千〉~十千、~百千の〝千〟は貫の意、ここでは百貫のこと。 入と考えておく」といい、[徳永一九九三]は「財物勾加」に「きんぴんでいり」とルビを振り、[許浩二〇一三]二 出資して他人に金融業を営ませている者にはこの規制を適用しないという規定があるところから、 の引用であろう。 〈單詞〉当事者の片方の主張。〈分〉この利息の「分」は、【史料Ⅱ】の最後にある文に説明している通 〈不過得一倍〉利息総額が元金の額を上回ってはならない一本一利原則 淳熙 四年の随勅 のとと。 一千が 出

④ 和 訳

張は認められなかった。

およそ官庁が財物のやりとりに関わる訴訟を扱う時には、胡頴「質庫の利息と私債とは同じではない」

是非曲直を判断する

虚実を考察するには文書に依拠し、

知県は私 私債

してこ

知県は結局それを信じてしまい、「当時はたしかに五〇貫だけだった」と考えたが、一体何を証拠として一方の言い分

この事を棄てて憶測で決着をつけるとすれば、「片言もて獄を折むる」 ことも難しい。 黄公才は

その子李五三・李五七は五〇貫借りたことを認めているだけで、

には法律に依拠する。

○○貫を李四二に与えて質屋を開かせたが、

合が多いが

顔淵を参照する点では、『梅原訳注』 る英語の抄訳にも収められている (pp.333-334)。 高橋訳注』のほうが妥当である場合が多いことは言うまでもないが、 この文章は、『高橋訳注』三三九~三四一頁、『梅原訳注』三三二~三三四頁に邦訳がある。McKnight and Liuによ のほらが参考になる。 邦訳は、 宋版に基づいた『梅原訳注』 たとえばここで「片言折獄」 より、 明 版も参照し の解釈に

事類』 因利」とするなどがあるが、中華書局標点本や各種訳注ですでに校勘が加えられている。 の当該条文では「徑借」となっているから、 版本による違いについては、 宋版は 「官廳」を「官聽」、宋版は なお他の諸史料との対比・検討は必要である。 「借貸」を「借借」とし、 なお 「借貸」 明版は は 『慶元条法 回 利 を

ば な史料にも登場しないことが非常に多い。このように、姓と数字で人物名が表記されることがあるが、 壁は胡頴のこと。『清明集』三「贍墳田無免之例」に登場する江西崇仁県の楽氏(北宋初期楽史の末裔)など若干を除け 表すと考えられている。 同書の著者は姓と号で記されており、彼らの号・字・名の対応は、 ([青木二〇一四] 著者胡頴の在任地、 第一○章参照)、李四二、李五三、李五七など当事者はほとんど無名の人々であって、 判語の舞台となる時間・場所については、 在任期間から範囲を類推するしかない。 分かるものも少なくないが、 中華書局標点本五六四頁に記されている。 本事例の場合は不明 これは輩行 他のどのよう 胡

厳密に見比べ た差異はあるが、 を「因本營運」とし、『慶元条法事類』 淳熙十四年申明の敕 れば 他は正確に対応する。 『慶元条法事類』 は 『慶元条法事類』巻八○に見られる。その本文は「二 条法事類」に掲げる通りである。 の の「況係主家出本雇人、或憑倩開張質庫、及」・「銀匹」が抜けている、とい 「甲」、「乙」を「甲家」、「乙家」、「被雇倩之人」を「雇倩人」、「藉本因 一般に、『清明集』 に引用される法律より『慶元条法事類』 0) ほうが詳細な場

『清明集』 には 『慶元条法事類』 等には見られない法律条文が豊かに発見される

判語における被引用頻度から当時の社会における各法律条文の重要性を推察できる

三、節略・引用のしかたにより各法律条文のうちの重要部分がわかる

といった点で、法律条文研究において『清明集』等の南宋判語史料は、法典にも劣らない有用性を持つ。 明清と異なる宋代判語の顕著な特徴は、 (明清でいう所謂「戸婚田土」のこと)に宋代特有の民事法を適用して裁きを下しているものがかなり見られる点にあ 裁判官が情よりも法律を重視するという明言が多く、 また実際の民事的案

る。

本事例は、私法的・民法的条文を引用しつつ理論を組み立て、判決を下す宋代判語の一事例である。 ら、容易には見出しがたい。 実際、この胡頴は、法解釈によって下級審を覆した。このような例は、量的に豊富な明中期以降の判語においてす しかしこの胡頴の法への姿勢は、范応鈴や宋慈など宋代の裁判官には多く共通している。

【書 大

ことに有意な改行などは行われないが、引用する際には意味に即して分かりやすく改行してもよかろう。 特に留意すべきことはない。通常はテキストとして用いる中華書局標点本、またもとになった静嘉堂本・ 明版とも、

参考文献/

梅原郁訳注『名公書判清明集』(同朋舎、一九八六年

中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室点校『名公書判清明集』上・下(北京、中華書局、一九八七年、第二版二〇 清明集研究会編 『名公書判清明集訳注稿』(懲悪門・人品門・人倫門・官吏門) (汲古書院、 一九九一~二〇一〇年

高橋芳郎 『訳注「名公書判清明集」戸婚門 南宋代の民事的紛争と判決 ──』(創文社、二○○六年)

高橋芳郎 『訳注 「名公書判清明集」 官吏門・賦役門・文事門』(北海道大学出版会、二〇〇八年)

McKnight, Brian E., and Liu, James T. C., (trans.) The Enlightened Judgements: Ch'ing-Ming Chi: the Sung Dynasty

Collection (New York, State University of New York Press, 1999)

(以上、テキスト・翻訳)

青木敦『宋代民事法の世界』(慶應義塾大学出版会、二〇一四年)

許浩『《名公書判清明集》 詞匯研究』(北京、人民出版社、二〇一三年)

高橋芳郎|粧奩は誰のものか 高橋芳郎 『黄勉斎と劉後村 附文文山 南宋代を基点にして――」(三木聰編『宋―清代の政治と社会』汲古書院、二〇一七年所 ――南宋判語の訳注と講義――』(北海道大学出版会、二〇一一年)

収

徳永洋介「南宋時代の紛争と裁判 究所、一九九三年所収 主佃関係の現場から ―」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研

条法事類

【解題】

編纂された。元豊年間(一○七八~一○八五)以降南宋にかけては、 海行法典として宋代にはまず『宋刑統』『建隆編勅』が編纂され、これ以降、編勅が熙寧六年 (1○t三) まで数回 編勅にかわって勅令格式が編纂され、さらに南宋

つまり条法事類は法典ではなくて、膨大な量にのぼる南宋の勅・令・格・式およびこれと密接に関わる申明・ 指揮 には参照の便を図って条法事類が並行して編纂された。

たれ、 研究者にとって噴飯ものと言わざるを得ないが、『中国法制史書目』において『唐律疏義』『宋刑統』と並んで配され 毎回官撰された法律条文集であって、これが四庫の法令之属の律学ではなく歴代通制之属に入れられるのは、 行政実務の課題順に並べた法律の便覧である。分類は律や勅、 また重複を厭っていない。とは言っても、 この条法事類は淳煕・慶元・淳祐と、 令の編目ではなく、 実務の内容によって門に分か 海行の勅令格式編纂のあとに 法制史

ているのは允当である。

所ほど見られるが、 た。そしてこのような法律の多さ・煩雑さは、 『清明集』全巻のなかに、 このように指揮は、 律・勅・令・格・式などとならんで特定の年の指揮の条文を引用する事例 裁判においても行政の実務においてもしばしば後法として判断の基準になっ 荊公新学(王安石の学)への反対派の人々によって、「新書の害」とし が四

国点校)『中国珍稀法律典籍続編』第一 部分に対応する巻八〇、雑門「出舉債負」を見る。すなわち、複利禁止、金利の上限設定、淳熙十四年随勅申明の三 嘉堂本のうち、 の具体条文と裁判におけるその運用を知ることができるのである。『慶元条法事類』の由来、版本については現在、 つの法律関係条文がまとまって登場する本部分と前項『清明集』を相互対照させることによって、宋代における法律 て繰り返し批判された。 一○○二]が最も詳しく、詳細はそれにゆずるが、同一の祖本を持つと見られる北京大学図書館本、台湾図書館本、 ここでは唯一の現存の条法事類である『慶元条法事類』のなかから、前項の清明集で見た質での金銭貸借に関する 本稿では我々にもっとも馴染んだ静嘉堂本 ₩ (哈爾濱、 黒竜江人民出版社、二〇〇二年、[戴二〇〇二]を収める)を底本とする。 (古典研究会、一九六八年)、および楊一凡・田 戴

字の異同については

書
大

『慶元条法事類』巻八○、雑門「出舉債負

原文

雜敕

貳年。 每月取 者 者、 訖不減。 引人知情、計已分過數者、各杖壹伯。 牛者、杖壹伯。 遺宗室錢米麻質當者、 (放債與其家者、 諸以債預質當人口 馬遞鋪・兵級・曹司及其家者、 依放債法。 徒貳年 諸以財 錢物沒官、 利過肆釐者、 <u>숙</u> (若令親戚人容親隨人放債者、 物出舉 同)、 諸放債與兵級者、 牛還主。 九 許人告、 (虚立人力・女使雇契同)、 前 錢主杖捌拾 依放債法。 諸賖賣官物與兵級者、 回 徒壹年。 <u>E</u>. [利爲本者、 內欠人自首、 諸命官舉債而約於任所償者、 財物不追、 仍許人告)。 孤遺自室質當 徒貳年。 (放借財物不追、 杖陸十、 數外財物沒官。 准此)。 給賞如格 與將校及剩員若刺面人并出軍家口、 並許人告。 出軍家口不坐(放債財物不追)。〈七〉 以威勢毆縛取索、 杖壹伯 杖壹伯、 計利贓重者、 已請錢米還主)、 減壹等、 (價錢未納者、 人放逐便、 償訖事發者、各減伍等 八 錢主各與同罪 計本過伍拾貫徒貳年 諸增價賖賣物與兵級者、杖壹伯 依乞取監臨財物法。 加故殺罪參等。 並許人告。 錢物不追。 賣人備償)。〈一〇〉 (錢不追)。 情重者、 $\stackrel{\frown}{=}$ (仍発追沒)。 杖壹伯以上。 諸質買急脚・馬遞鋪・兵級 在官非監臨 (重疊或於數人處舉借皆通計)。 即因放債及預借 諸以私債冒作茶鹽錢立約理索者、 諸負債違契不償、 諸監臨官質當所監臨財物、 奏裁。 因於任所受乞・借貸之類 取者、 回 (錢物不理)。 減壹等。 諸以 財物、 各减參等 罪 Ŀ 有利債負折 買所請 計所增滿 |杖壹: 曹司 財 (放債與急 諸以 錢米 及放 主 當耕 月 伍 償 保 徒 孤 債

關市令

欠在伍年外、 (謂每斗不得過伍升之類)、 諸以 財 物出 或違法取利及高擡賣價 I舉者、 每 月取利不得過肆釐。 仍不得准折價錢。 若元借穀米而令准折價錢者、 $\widehat{=}$ 積日雖多、 諸負債違契不償、 不得過壹倍。 各不得受理。 官爲理索。 卽 元借米穀者、 欠者逃亡、 其收質者、 止還本色、 保人代償、 過限不贖 每歲取 各不得留禁 聽從私約 利 不 -得過 刨 伍

諸以孤遺宗室錢米麻質當、 或因舉債、 預借 [静嘉堂本は偕に作る] 買所請錢米、 而每月取利過肆釐者、 賞錢以錢主家

財充。

賞格

作茶鹽錢、 取利過肆釐者、 告獲放債與急脚・馬遞鋪・兵級・曹司及其家者、錢參貫。 立約理索者、 錢參拾貫。 以沒官錢物給伍分。 $\widehat{\equiv}$ 告獲以孤遺宗室錢米麻質當、 并 〈二〉告獲放債及預借財物、 (闕字) 質當及錢主、 錢壹伯貫。 買孤遺宗室錢米、 回 告獲以私債冒 而每月

隨敕申明・詐偽

乾道肆年伍月伍日敕、 民閒舉質及還欠預錢、 其會子正行使用、 不得減退伯數

隨敕申明・雜敕

過於本、 緣依法積日多、 淳熙拾肆年陸月貳拾柒日尚書省批狀、 其被雇倩之人、係藉本因而營運、 雖不得過壹倍、 即係違法取利。 刑戶部看詳。 況係主家出本雇人、 自不合理索外、 民閒、 如甲以錢壹貫借與乙、 若甲出錢壹伯貫、 或憑倩開張質庫、 買賣經營、 及所收息利既係外來諸色人將衣物 雇倩乙開張質庫營運、 後來利息已及貳貫以上者、 所收息錢、

金銀・匹帛抵當之數、 其本尙在。 比之徑借取利過本者、 事體不同、 即不合與私債一例定斷。

旁照法・職制敕

諸監臨主司、乞取所監臨贓伯匹、命官奏裁

旁照法・名例敕

諸稱分者以拾分爲率、稱釐者以壹分爲拾釐

② 訓 読 關市令

雜東

Ļ 約し理 ず。 理せず)。 壹伯、 等を減ず。 親隨人の放債を容るるが若きは、 債法に依る。 (放借の財物は追せず、 罪を與ふ 未だ納めざれば、 償し訖りて事發すれば各々伍等を減じ、 に於て舉借せしは皆な通計す)。 て負債違契し償ざれば、 (放債の財物は追せず)。 〈七〉諸て急脚・馬遞鋪・兵級・曹司の月糧を質買するは 取は各々参等を減ず <u>숙</u> 諸て財物を以て出舉して回利し本と爲すは、 人は放逐便とし、 一索するは徒貳年。 五 増する所を計し、伍貫に滿たざれば、放債法に依る。 諸て放債し兵級に與ふるは、徒貳二年。 (錢は追せず)。 財物は追せず、並びに人に告するを許す。 諸て命官の舉債して任所に於て償するを約せば、本を計し、 賣人備償す)。 諸て孤遺宗室の錢米厤を以て質當するは、徒壹年。 已に錢米を請へば還主し)、 錢物は追せず。 卽は放債及び預借財物に因り、 罪止杖壹伯。 錢物は沒官し、 (放債し急脚・馬遞鋪・兵級・曹司及び其の家に與ふるは、仍ほ人に告するを許す)。 財主・保引人の知情するは、 〈一○〉諸て監臨官監臨する所の財物を質當し放債するに及ばば、 此れに准ず)。 $\widehat{\Xi}$ 情重きは奏裁す。 人に告するを許す。內、 (仍ほ追沒を発ず)。 利を計り贓重ければ、乞取監臨財物法に依る。 諸て債負を以て人口を質當するは 並びに人に告するを許す。 將校及び剩員若くは刺面人并びに出軍の家口に與ふるは、杖壹伯以 杖陸十、 請ふ所の錢米を買ひて每月の取利肆釐を過れば、 〈八〉諸て物を增價し賖賣し兵級に與ふるは、杖壹伯 任所に於て受乞・借貸するの類に因るは、 已分を計り、 应 威勢を以て毆縛し取索せば、 九 諸て有利債員を以て耕牛を折當せば、 欠人の自首するは賞を給すること格の如くす。 諸て官物を賖賣し兵級に與ふるは、 孤遺自室に質當するは壹等を減じ、 數を過れば各々杖壹伯。 $\widehat{}$ 五十貫を過れば徒貳年 (人力・女使の雇契を虚立するは同じ)、 諸て私債を以て茶鹽錢を冒作 (放債し其の家に與ふるは、 故殺罪參等を加 在官の監臨に非ざるは、 徒貳年 數外の財物は沒官 (重疊或いは數人の處 出軍家口 償訖するも減 杖壹伯、 杖壹伯 (親戚人に令し 錢主杖捌 牛は (錢 は坐 物は 放 寸 百

むるを得ず。 錢を准折するを得ず。〈二〉諸て負債、契に違ひて償せず、官理索を爲し、欠者逃亡し、保人代償するは、各々禁に留 借するは、 諸て財物を以て出舉するは、每月の取利は四釐を過るを得ず。積日多きと雖も一倍を過るを得ず。卽ち米穀を元 止だ本色を還すのみにして、 即ち欠五年の外に在り、 或いは違法に取利し及び賣價を高擡し、 每歳の取利は五分を過るを得ず(斗每に五升を過るを得ざるの類を謂ふ)、 元と穀米を借り價錢に准折するが若き 仍ほ價

賞令

は、

各々受理するを得ず。

其の質を收むるも、

過限して贖せざれば私約に從ふを聽す。

或いは舉債に因り預借し、

所請の錢米を買ひ、

而して毎月の取利肆釐を過れば、

賞錢は錢主家の財を以て充つ。

諸て孤遺宗室の錢米曆を以て質當し、

賞格

びに 遺宗室錢米を買ひ、而して每月取利過肆釐を過るを告獲するは、錢參拾貫。 (闕字)質當及び錢主を告獲するは、 放債し、 急脚馬遞鋪・兵級・曹司、 錢壹伯貫。 及び其の家に與ふるを告獲するは錢參貫。〈二〉放債及び財物を預借し、 私債を以て茶鹽錢と冒作し、立約し理索するを告獲するは 〈三〉孤遺宗室の錢米曆を以て質當し、

并 孤

沒官錢物を以て給伍分を給す。

隨敕申明 (詐偽敕

乾道肆年伍月伍日敕、 民間の舉質及び欠負錢を還するは、 其れ會子は正に使用を行ふべくし、 伯數を減退するを得ず。

隨敕申明

0 來利息已に貳貫以上に及ばば、 淳熙拾肆年陸月貳拾柒日、 理索に自るの外は、 若し甲錢壹伯貫を出し、 尚書省批狀し、 法の積日多からば壹倍を過ぐるを得ざると雖も、 刑・戸部看詳す。 乙を雇倩し質庫を開張し營運し、 民閒、 如し甲錢壹貫を以て乙に借與し、 収する所の息錢は本より過ぐると雖 卽ち違法取利に係るに緣依る。不合 買賣經營し、

張し及び收する所の息利、 し取利過本なるに比ぶれば、 、の被雇倩の人、本に藉り因りて營運するに係る、 既に外來諸色人、 事體同じからず、 衣物金銀匹帛將て抵當するの數に係るも、 卽ち合に私債と一例に定斷すべからず。 況や主家出本し雇人するに係るをや。或いは憑倩し 其の本尚ほ在り。

旁照法・ 職 制

諸て監臨主司、 監臨する所を乞取するは、 贓伯匹なれば命官奏裁

諸て分を稱さば、

旁照法・ 名例敕

拾分を以て率と爲し、釐を稱さば、

壹分を以て拾釐と爲す。

(3) 語

誘注に 〈出舉〉 挙は「取る」。「出して取る」はもともと融資の意。『呂氏春秋』楽成に 取也」とある。 〈回利爲本〉複利をいう。上記慶元関市令、また[仁井田一九三一]参照。 「財物之遺者、民莫之舉」とあり、 〈杖陸十〉 高

から、ここでの「人」は官人であろう。 橋訳注』(戸婚門)六〇八頁では「女使」は女性の、「人口」は男性の奉公人のことで、法律でも民間でも用いられた、 [川村一九九三]は決重杖一頓処死の杖数を六○と解する。〈**人力・女使**〉男女の奉公人。[高橋二○○一] 「約償」とは貸し出し、銭を取ること。 〈人放逐便〉「逐便」、「逐便に放つ」とはともに、官位を剥奪し平民に落とすことを意味する官制用語である 〈奏裁〉上奏を行い皇帝の裁断を仰ぐの意。 例えば青苗法では、 中熟すなわち中程度の出来を評価して価格とし、 〈舉債〉 債を取ること。

賣買有剩利之屬、 借貸とともに、 〈償訖〉完済すること。 返済を受けるのが任地であることが、 各減官人罪二等。 〈受乞・借貸之類〉本条全体が唐職制律 官人知情與同罪、 特に問題にされている。 不知情者各減家人罪五等」(『唐律疏義』一 「諸監臨之官家人、於所部有受乞・借貸・役使 (已分) あらかじめ定められ 四六 の流れのうえに のと

必ず銭で償還させる、とした(『宋史』巻三三一、張問伝「青苗法行…有司約中熟爲價而必償緡錢」)。

本条では末尾の受乞・

属」に 見られる用語で、 法、 子、秤子を指す)・杖直・獄子・兵級之類」とあるのがよく知られている。主として公人(胥吏を「公人」「吏人」「公吏」 聞諸軍回易市帛等物、 掛け売り。 が、放債の罰則内容を定めた法律条文は雑勅一○以外に『宋会要輯稿』食貨二七−五紹興三○年五月一二日条に と称した)の解説として[周藤一九六二][梅原一九八五]五○三~五○四頁、「宋史刑法志訳注(上)」などがこれを られた(『宋会要輯稿』 語に之れを放債と謂ふ」とあり。 あり「監臨官の家人」がここでは「命官」、「所部」が「任所」、「受乞・借貸・役使・賣買剩利有るの屬」が の実施に従事する随員のこと。 いては、[曹二○○六]四八~五○頁等。〈出軍家口〉兵を出し残された家の人。〈放債法〉雑勅七・雑勅八に見える 参照している。 「兵・級」とすべきではない。 監臨官司放債者、徒二年。 監臨之官受所監臨財物八匹、徒一年、八匹、加一等、五十匹、流二千里。 乞取加一等、 賒は売買のあと支払いを遅らすこと。『作邑自箴』巻八「牙人付身牌約束」「一、不得高擡價例、 准枉法論」もある。 に変化している。 如是自來體例賖作限錢者、須分明立約、多召壯保、不管引惹詞訟」とある。 〈將校〉兵卒の上官。〈急脚・馬遞鋪・兵級・曹司〉文書の伝送制度の要員。これらの相互関係に 管轄内の官吏・官物を管理する責任を有する、官品のある州県官以上の者を指す。『吏学指南』「統 赊與官兵、 謂之監臨」とある。 刑法二 - 一二三「禁約」、淳熙一六年二月四日 『慶元条法事類』巻五二、公吏門命令勅に 重搭息錢、 この「監臨官が放債すれば徒貳年」という内容が 〈乞取監臨財物法〉 唐律には用いられない用語。 〈放債〉『容齋五筆』巻六「俗語放錢」に「今人の本錢を出し以て規利し入する。 却於請給內過數除剋…」)。 監臨」 は彼らがその責を以て監督すること。 唐職制律にすでに「諸貸所監臨財物者、 南宋中期すでに放債による兵への貸し付けが取り締 「登極赦、 〈兵級〉 「諸稱公人者、 私放軍債及質買所轄請給賞賜、 宋代史料では 「放債法」の核心である。 謂前專副・庫 「兵級」で熟しているので、 〈親隨人〉 坐贓論。 〈監臨官〉 官僚の警護や指令 前後約束甚嚴…訪 若賣買有剩利者、 ・稱・掐子(稱 唐律から多く **赊賣物貨**、

計利、

以乞取監臨財物論」云々とあるが、右記『宋会要輯稿』食貨二七‐五紹興三○年五月一二日条ではさらに「受

(4) 伝える。 読んだが、意味からして雑敕本文が正しいであろう。 とならぶ専売税の一種。[梁二〇一四]二七〇頁に詳しい。南宋には各所で徴収される雑税と化した。 米」を、単に「請銭米」ということもある(『宋会要輯稿』帝系六 - 四紹興三年八月二九日等)。 還主、許人告」(『宋会要輯稿』 死後残された各地の宗室に銭米が支給された。また「諸以孤遺宗室錢米曆質當者徒一年、孤遺自質當者減 を未納のままにした者。 いは広く先んじて取り立てること。 とあることから、 に、「錢米曆子を官置し、各家に付し收掌せしめ、預借するを許さざれ」(『宋会要輯稿』食貨六〇 - 一「居養院」 定もあった。 各與同罪、 《孤遺宗室》「孤遺宗子、 和 (伯數) 訳 民間で会子は好まれなかったから、 貫伯 其錢不追。 〈錢米曆〉 (税銭の額) (強乞取)」についてそれぞれ罰則が定められ、さらに後述の旁照法には一〇〇匹で命官奏裁とある。 慶元当時はその預借が問題視されていたことがわかる。 即因舉債及預借錢物買所請錢米、 銭米暦子のこと。暦子とは官僚的な記録、 州縣に散居せるは、 の数の意。 〈積日雖多、 帝系五 - 一八崇寧二年二月三日)と彼等に支給された銭米暦を質草にした融資を禁じる規 〈請錢米〉宗室や、敵から宋朝についた帰正人に支給される銭米のこと。 [柳田一九九五]八五頁には貫伯が各地の慣習にもとづいて運用されていた事を 不得過壹倍〉申明では「積日多、雖不得過壹倍」とあり、 本条ではその数の減退を禁じている。 錢米を支請す」(『宋会要輯稿』帝系六 - 四紹興三年八月二九日)と、本人 〈官爲理索〉「理索欠負」つまり借金の取り立てを官が行うこと。 而每月取利過四釐者。 証明書。 支給証明書。 慶元五年一二月一二日広東提刑陳曄 錢主杖八十、舉借錢物不追 〈雇倩〉 〈預借〉 〈茶鹽錢〉北宋末には両税 雇うこと、 そこではそのように 租税の前借り、 〈欠人〉茶塩銭 雇われた人。 「所請 同日条 ある

雑勅

る。 およそ、 およそ、 財物によって貸し付け複利を取れば杖六十。威力によって殴り縛り、取り立てれば、 契約に違反して負債を返済しなければ、 罪は杖一百にとどめる。 およそ負債によって、 故殺罪 二等を加

減ずる。 対し〕賠償する)。 給された銭米は貸主が取るが、 放債または及預借財物の 等を減じ、金の貸し主は同罪とし、借金は返済しなくてよい。 隨人の放債を許せばこれに准ずる)。 人々に告発させ)出兵の家人は罪を問われない 完済したとしても、 (一人の官員が同じ人から何度も借りたり、 主に還す。 を質に取る(人力・女使の虚偽の雇用契約を結ぶのも同じ)は杖一百、人〔貸し主が官員である場合〕 放債法を適用する。 の月給を質取りすれば(その家の者に貸し付ければ)、放債法を適用し、 し付ければ、杖一百以上。借りた側は、各の三等を減ずる。 すでに返済してから発覚した場合は、 およそ、物をふっかけて兵級に掛け売りすれば杖一百。 料定されていた金額を計算し、 五 悪質な場合は奏裁する。 およそ孤遺宗室の銭米を質として貸し出した場合には、 およそ、 \bigcirc 減じない。 〈九〉およそ、官物を兵級に掛け売りすれば杖一百(まだ支払われていない場合には、 |預借を利用して、〔宗室などが〕 もらうことになっている銭米をかたに貸し付けし、 およそ監臨官が管理する財物を質出し、 官員が任地において返済する約束で借金する場合には、 その場合の毎月の利率が四パ 〈六〉およそ兵士に貸し付ければ、 利を計り贓が重ければ、 金額が それぞれ五等を減ず 複数の人から借りたりしている場合は、 应 (財物を取り上げることはない)。〈七〉およそ、急脚馬逓鋪・兵級・曹 〔五○貫を〕超過していれば杖一百、〔五○貫を〕超える分は没収する。 およそ有利子負債に耕牛を引き当てて質にした場合は、 乞取監臨財物法に依る。 (それ以上の没官はしない)。任地で受乞・借貸した場合は、 (急脚・馬逓鋪・兵級・曹司及び其の家に貸し付ければ、さらに ーセントを越えれば貸し手は杖八十 (銭物は沙汰せず) ふっかけた分を計算して五貫以下なら、 銭主にはみな同罪を与え あるいは貸し付けすれば、 徒二年。 財物は取り上げず、また人々に告発させる。 徒一年。 通計する)。貸主、 将校、 剰員、 孤遺が自ら質に出した場合は、 在官の監臨でないものは、 借金が計五○貫を過ぎれば徒二年 (借金は追徴しない)。 刺面の人、 仲介人の、 徒 车 は官位を剥奪し、 (放借の財物は返済に (親戚に命令し、 出兵の家人に貸 売り主が 杖 事情を知るも 一百、牛 あるい 実際に支

及ばず、

已に請した銭米は当人に還し)、みな人に告するを許す。

〈一二〉およそ私債であるのに茶塩銭として契約をた

に充て〕五割を給する。

てて取り立てをすれば徒二年、 銭物は没官し、 人々に告発させる。 そのなかでも欠人が自首すれば 賞 格に従って

関市令

賞を給する。

同 済停滞が五年以上であったり、 升を過ぎてはならない、など)。 に換算して弁済しようとした場合は、受理しない。質草を取っており、 なければ、 ならぬ。 『士の契約に従うこととする。 およそ財物によって出挙する場合、 また米穀を借りる場合の返済は米穀に限り、 官が強制取り立てを行う。債務者が逃亡し、保証人が弁済する場合、各人を拘禁してはならない。 なお現金に換算し返済することはならぬ。 違法利率であったり、 月利は四パーセントを過ぎてはならぬ。 価格の評価を後からつり上げたりしても、 年利は五〇パーセントを過ぎてはならぬ 期限を過ぎても返済されない場合は、当事者 〈二〉およそ負債で、 最終的に [利息が元本を] 契約に違反して返済し (一 斗に対して利子が五 貸借した穀物を金銭 過ぎては もし返

賞令

貸し出した場合、 およそ孤遺宗室の銭米暦を質草としたり、 毎月の利率が四パーセントを超えれば、 あるいは借金の際、 [告発人への] 賞金には、 金銭を貸し出して請求した銭米を質入れさせて金銭を 貸し出し主の家財を充てる。

賞格

ものには、銭一○○貫。 孤遺宗室銭米をカタにして銭あるいは財物を貸付け、 は銭三貫。 貸し出しをし、急脚・馬逓鋪 $\stackrel{\frown}{=}$ 孤遺宗室の銭米暦を質に取って貸し付けをし、 およそ私債であるのに茶塩銭として契約をたてて取り立てをすれば没官した銭物を ・兵級・曹司またはその家族に与えたのを告発あるいは捕獲した者には銭! 利率が年四パーセントを過ぎたのを告発あるいは捕獲した者に 并びに (闕字) 質当、 及び貸し主を告発 捕獲 賞

随勅申明・詐偽が

乾道四年五月五 日 1の敕。 民間の貸し付けおよび債務返済の額で、 その会子は額面通り使用し、 貨幣換算の額を減じる

随敕申明・雑劫

べきではない。

屋で運用する場合は、利子が元金を超えても、 付けで利息が元本を超過することと比べれば、事態が異なっているのだから、私債と同じく扱うべきものではない〔質 金帛を抵当に入れることで収益した額で、加えて元本がなお存在しているのだから、これを、〔通常の〕金銭を田貸し 過ぎたとしても、それは雇われた人〔乙〕が元本を本にして運転した結果であって、それは外部の様々な人が衣類や 出して乙家に貸し出し、「乙家が貸金業ではなく普通に」 淳熙一四年六月二七日、尚書省の批状によれば、刑・戸部が以下のように看詳している。民間でもし甲家が銭一貫を る場合以外は、もし甲家が銭一○○貫を乙家に出資し〔乙家が〕質屋を開いて営業した場合、生まれた利息が元本を ても利が二倍以上となってはならないという法律により、 一般の借金と異なるので、違法取利にはならない〕。 運用し、後に利息が二貫以上になってしまうと、時間 利子の違法取り立てとなってしまう。不当に無理に徴収す が経

旁照法・職制勅

およそ監臨主司、 管理しているものを無理に取れば、 贓一○○匹になれば官に命じて奏裁する。

旁照法・名例勅

およそ分は十分の一という率であり、釐は、一分を一○釐とする。

解説

判語 で紹介した 『清明集』 の胡頴による事例では、 まず李家が払った利息を計算し、 「以財物出舉、 而回 利

爲本者」には当てはまらないと事実認定するが、これはこの『慶元条法事類』の雑勅〈一〉を参照したものである。 ところが、 は本項『慶元条法事類』関市令〈一〉の「諸以財物出舉者、 K 宗刑統』巻二六「受寄財物輒費用 との雑勅 で下級審である知県が 〈一〉と関市令 $\hat{}$ 公私債負」には、 「積日雖多、 は、 唐の雑令においては実は同一 不得過一倍之法」に抵触すると判断した際の「法」 唐 雑令として 每月取利不得過肆釐。 条文で、 積日雖多、不得過壹倍」である。 しかも別種の令に含まれていた。 とは、 直接的

非對物主不得輒賣。若計利過本不贖、聽告市司對賣、 回利爲本(其放財物爲粟麥者、 諸公私以財物出舉者、任依私契、 每計過五十日不送盡者、 亦不得回利爲本及過一倍)。若違法積利、契外掣奪及非出息之債者、 餘本生利如初、 官不爲理。每月取利、 不得更過一倍。家資盡者、 有剩還之。如負債者逃、保人代償 不得過六分。積日雖多、不得過一倍。 役身折酬。 役通取戶內男口、又不得· 若官物及公廨、 官爲理。 收質者、

とある。 準此)。 つぎに、これを天聖令のなかに見てみると、やはり天聖雑令(『天一閣蔵明鈔本天聖令校証』上、三四○頁)に、 若違法責利、 契外摯奪、 及非出息之債者、 官爲理斷。 收質者若計利過本不贖、 聽從私納。 如負債者逃、 (其放物者 保

勅に分かれてしまった。 とある。ところが、『慶元条法事類』において「積日雖多、 不得過一倍」 部分は関市令に、「不得回利爲本」 部分は

ではなく、 分からない その思考内には慶元関市令ではなく、 胡頴が が、 やはり慶元雑勅、 初非以財物出舉、 南宋判語が現存する直近の勅令格式に従わずに古い律令を引くことはないから、 慶元関市令を引いたのだろう。 而回利爲本者」といい、そして「積日雖多、 以前から存在した雑令が念頭にあっ だが、 b L 『慶元条法事類』 不得過一倍之法」であるかを論じたときに、 た可能性がなかっ が残され たの かか 直接的には古い雑令 てい といえば、 なかったら、 そこは

我 々は慶元雑勅、 慶元関市令の存在を知り得ず、 胡頴が引いたのが古い雑令だと予想していたかも知れ ないか ら、 Þ

はり条文そのものを列挙する『慶元条法事類』 は貴重 なのである。

L かも、 『事林広記』 に引かれる「至元雑令」「典質財物 K は

諸以財物出舉者、 毎月取利不得過三分、積日雖多、 不得過一倍、 亦不得回利爲利本及立倍契。

とあって、 自用代償 金制を継いだ元初にもまた、 唐雑令に近い雑令が用いられていた。 とのように見ると、 南宋の勅令が

るようになっ び南宋の関市令・ 該事案において、 らぬという慶元関市令であるが、胡頴が知県の判決を覆すのに用いたのが、雑勅に関する淳熙十四年申明であった。 明 刑統』、『慶元条法事類』、「至元雑令」すべてを参照している(『唐令拾遺』七八九頁)。 北宋前半・元の令とは相当違った内容だったことが分かる。 などこの る永徽令では はその知県に、 次に上記判語で胡穎が 「淳熙拾肆年陸月貳拾柒日尚書省批狀、 知県と胡頴で当該事案に適用するか否か見解が分かれた本事案の関連諸法の核心は利子総額が元本を超えてはな 本 た 「雖過四 利についての地域による呼称の差異も明らかにされている(『中国農村慣行調査』 慶元雑勅の申明を突きつけて判決を覆したのである。さらに利子総額について、 ([安部 雑勅申明では 知県の判断は慶元関市令のみ、 百八十日 一九七二 「淳熙十四年申明之勅」と言っているが、こちらは明確にこの『慶元条法事類』 不得過一倍」と、 「積日雖多不得過一倍」となっている。元以降にはその原則が「一本一利」と称され 一〇七頁、 刑戸部看詳」を指し、それ以外にはない。 [岡本一九七六]一五四頁)。さらに近代の調査では あるいは極論すれば唐~北宋の雑令のみにもとづいたのだが、 期限が区切られている。 なお仁井田陞は、 それが唐開元・北宋天聖・元の雑令、 開元二五年雑令の復元にあたって『宋 胡頴は事実認定として雑勅を用 「子不過母」「止利還本」 Ⅱ一九九、二三六頁、 養老令雑令に見られ 中 -の随勅 胡

· Ⅳ二二五、二六二頁、V二六四、二六五、五八七頁)。

加えて朝鮮でも子母停息法としてこれと同じ原則があった。

若欠戶全逃、

永徽、 開元、天聖、 至元の雑令、 慶元の関市令は、 この東アジアに相当程度普遍的であった利子上限の考えを法律化

[滋賀一九五八~六四]、[律令研究会一九七五]、[仁井田一九三三]など)が宋代法制史料読解においても基礎となることは なお、宋代法全般に言えることだが、その淵源を唐の律令に持つ法条は多く、唐律・唐令研究 (代表的なものとして

書 大

言うまでもない。

したものだった。

は「雑」ではなく二文字で「雑勅」と記される。 を通じて各門の各項目とも、まずその項目に関する勅令格式が挙げられるが、このケースでは勅は雑勅のみである。 また、「随勅申明」の項目には、通常「職制」「厩庫」「名例」など、勅の名ごとに申明が分類されるが「雑勅」のみ 本文は一条で改行となるが、ここでは紙幅の関係で条文ごとに〈一〉〈二〉以下の番号を振った。『慶元条法事類

が、戴建国点校本では同字と見て区別せずに、並、としてあることがある。「壹」、「貳」、「參」…を「一」、「二」、「三」 写体を用いることが多いが、本稿では通常の字体に揃えた。また〝竝〟は〝並〟とし、〝并〟 …と直してもよいが、本稿では原文を伝えるべくそのまま、「壹」、「貳」、「參」…と残してある。 旁照法は、参考とすべき法令であって、これは主として勅が多い。字体として静嘉堂本は暦は厤、 はそのまま 得は得などの筆 "并"とした

【参考文献】

安部健夫『元代史の研究』(創文社、一九七二年)

稲田奈津子「慶元条法事類と天聖令 唐令復原の新たな可能性に向けて -」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階.

山川出版社、二〇〇八年所収

稲田奈津子「北宋天聖令による唐喪葬令復元研究の再検討 条文排列を中心に -」(『東京大学史料編纂所研究紀要』

一八号、二〇〇八年)

梅原郁 『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五年)

岡本敬二『通制条格の研究訳注』三(国書刊行会、一九七六年)

川村康「宋令変容考」(『法と政治』六二巻一号下、二〇一一年)

川村康「宋代杖殺考」(東京大学『東京大学東洋文化研究所紀要』一二〇冊、一九九三年)

滋賀秀三「訳註唐律疏議」(一)~(五)(『国家学会雑誌』七二巻一号、七三巻三号、七三巻三・四号、

七四巻三・四号、

周藤吉之『宋代経済史研究』(東京大学出版会、一九六二年)

巻一・二号、一九五八~六四年)

曹家齊『宋史研究叢稿』(台北、新文豐出版、二〇〇六年)

高橋芳郎「部曲・客女から人力・女使へ――唐宋間身分編成原理の転換――」(菊池英夫『変革期アジアの法と経済』科研 戴建国「点校説明」楊一凡・田濤主編『慶元条法事類』(哈爾濱、黒竜江人民出版社、二〇〇二年)

- 中国近世の法制と社会」研究班「宋史刑法志訳注(上)」(『東方学報』京都六四冊、一九九二年

報告書、一九八三年、のち高橋芳郎『宋-清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年所収

中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』(岩波書店、一九八一年)

趙晶 「慶元令条文来源考——以河渠令和駅令為例 ──」(『中国史研究』(中国史学会)八〇、二〇一〇年)

趙晶 唐宋 《倉庫令》比較研究」(『中国経済史研究』二〇一四年二期

「試論宋代法律体系的多元結構 以宋令為例 ——」(『史林』二〇一七年四期)

趙晶

天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令課題組 『天一閣蔵明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究 Ė 上 •

┗ (北京、中華書局、二○○六年)

仁井田陞「唐宋時代に於ける債権の担保」(『史学雑誌』 四二編一〇号、一九三一年、 のち仁井田陞 『中国法制史研究』 土地

法・取引法〕東京大学出版会、一九六〇年所収

仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所、一九三三年)

律令研究会編 柳田節子 『宋元社会経済史研究』 『訳註日本律令』(唐律疏議訳註篇)上・下 (創文社、 一九九五年 (東京堂出版、一九七五年。二〇〇八~二〇〇九オンデマンド版は未

梁庚堯 『南宋塩権 食塩産銷与政府控制 ─』(台北、国立台湾大学出版中心、二○一四年)

三 会要

解題

暦、 要』ではなく、 まり『宋会要』とは、 に不明な点が多く、『宋会要輯稿』もまた、そのもとになった会要などについて分からないことが多々ある。 通じて残され、 『宋会要輯稿』は、基本的には宋初から南宋嘉定頃までの出来事を記した会要である。宋代の会要は『永楽大典』を 元豊、 政和、 清代に『唐会要』を編纂するという名目のもとに徐松が採録したのがこの『宋会要輯稿』であった。つ 本来は 南宋の乾道、 南北宋の各種会要を指すことになるから、徐松の『宋会要輯稿』は略記するのであれば『宋会 『輯稿』とでもすべきである。 淳熙、 嘉泰、 慶元、 嘉定などの年号を付した当時の会要の名が『宋会要輯稿』各所 だが明末清初にはすでに激減していた『永楽大典』自体の伝来 北宋の慶

見られるが、その相互関係は極めて複雑であり、近年の研究では乾道九年(一一七三)末を境として、『五朝会要』、『続

国朝会要』、『中興会要』、 『光宗会要』、『寧宗会要』が併さってそれよりのちをカバーした部分の二つから構成されると考えられている 『淳熙会要』 の 一 部が併わさって太祖から乾道九年までをカバーした部分と、『淳熙会要』

([陳一九九五])。

史料である。 さらにその多くは臣下の上奏の後に「之れに從ふ」と、その日付に詔令があったことを伝える形式である。 もあるが、『宋会要輯稿』は基本的には特定のトピックについて一日一条によって記された出来事の記録となっている。 かしそれでもなお、残された『宋会要輯稿』は一千万字近くに達し、 漕運関係の勅・令・格・式・随勅申明の条文がまとめられた「食貨」四五 - 八~一 法制史に限らず、両宋を通じた最も貴重 兀 | 漕運令格」など

禁門 ることが見てとれる。 等加一○貫とあるから、『宋会要輯稿』に伝えるこの記事が 杖罪には五○貫、 罪錢一十貫。徒一年錢二十貫、每等加一十貫。流二千里錢七十貫、每等加一十貫」とあるのにもとづき、 書省に申明させ、 売人を告発した諸色人は、 和三年六月一一日条には、 本節ではその典型的な部分の一つとして、刑法・禁約を取り上げることとした。例えば本項後述の刑法二 - 六六政 「鉟鑿錢寶」 賞を立てるよう詔があり、その際、 徒一年には七〇貫、 に載せられた慶元賞格には実際に銭を鉟銷し、また磨錯翦鑿して銅を取り器物を鋳造した工匠や 杖罪相当で銭五○貫、 銅銭を銷毀して器皿を作る者が民間に多いから、 流二千里には一○○貫と加えることとなった。そして『慶元条法事類』二九権 徒一年相当で銭七〇貫、 政和賞格に「告獲鉟銷、 『慶元条法事類』中で実際の南宋の法律条文に実現してい 毎等加一〇貫、 銭宝を毀壊することを禁止する法律を尚 磨錯、 翦鑿錢取銅以求利及買之者、 流二千里相当で銭一〇貫、 詔があっ

文関連事項」として、 ここでは、 新法・旧法両党の間で政策がめまぐるしく入れ替わった北宋末徽宗時代の禁約記 立法措置に密接な関係のあるものを六条(【史料Ⅱ】)、 また 「民間慣習関連禁令」として、 事のなかから、「法律条

0 で記すこととした。『宋会要輯稿』 ○条(【史料Ⅳ】)を読んでゆく。 南中国の大きな社会現象であり、 近年点校作業が進み、 と日付で条文を記すのが普通だが、ここはすべてが「刑法」なので繰り返しを避けて[二 – 四四]などと[最新のものとして上海古籍出版社から一六冊セットで活字本が出された(二〇一四年、 なお、『宋会要輯稿』 は、 王朝として迅速な対応が求められて多くの禁令が出された宗教・慣習関連の条文 ながらく北京図書館本を影印した中華書局本(一九五七年) は 「刑法二 - 四四」など、その板框に振られた番号 が 用いられ (書影 2 左 ていた

【史料II】 書影2(左

「上海古籍本」と称す)。

『宋会要輯稿』刑法二「禁約」(法律条文関連事項

① 原 文

三一四四

〔崇寧三年〕六月十二日、

臣僚言

「檢會前後臣僚奏請有礙條禁。

特乞且依今來指揮施行、

其

類非

甚

守。 御史臺覺察彈奏。 所以維持紀綱、 所有特乞權依今來指揮之類並罷、 與衆共守之意。 欲乞惟供奉至尊、 庶使因緣苟且之人無復有意外之幸」。 及措置邊防、 法難具載者、 韶從之、 許臨時奏請、 如今後輒敢陳乞、 其餘著在敕令、 以違制: 並仰 有司 仍令

电 保內犯知而不糾法。 器罪賞條禁 廷近降指揮、 三-四五] 卽 據合支數目立便支給、 〔崇寧四年〕 並仰於逐地分粉壁曉示、 自合遵守外、 提刑司每歲比較巡捕官所獲私鑄錢寶、 四月十二日、 全藉監司州縣及巡捕官司、 各於犯人名下理納入官。 中書門下省送到白劄子 仍眞謹書寫、 監司所至點檢。 上下究心、方能杜絕。 鄰保內如有私鑄錢寶、 「勘會、 私造銅器、 _ 民閒私鑄錢寶及私造碖 獲私鑄錢寶、 路最少之人名二員聞奏、 今具約束事件下項。 私造銅器之人、 私造銅器合支賞錢。 石銅器、 若知而不告 當議除合得罪 私鑄錢、 各有條格、 才候見得情 並依 私造銅

外、明行陞黜、以爲勸戒」。從之。

斯久、未聞奏御。 法、不得以例決事。 [二]-五六]〔政和〕二年二月五日、 亦乞立限修纂」。詔自今援例破條者徒二年。 頃歲命一司敕令所以六曹事可爲永制者修爲法、其出自特旨、 臣僚言「一時特旨、 乃人主威福操縱御下之權、 令御史臺覺察彈奏。 非有司所決者、 豈容攀援爲例。 編集以備稽考。 乞詔有司、 恪遵成 閱歲

見客」。從之。 事、樞密院逐房副承旨、 謁及接見賓客。 [二-六四]〔政和五年〕八月十一日、刑部・大理寺奏「修立到條法。諸臣僚・樞密院都承旨・左右司郎官(一省錄事都 司農寺長貳丞、 翰林學士承旨、 並禁出謁、 差守闕當官、 翰林學士、給事中、中書舍人、 假日卽見客。尚書省官、 法司及貼司同) 大理寺、 六曹、 開封府、國子監太學辟廱官(赤縣若左右廂縣勾當公事) 秘書省及寺監、 起居郎、起居舍人、太子侍讀侍講、 御史臺檢法主簿、 遇假日聽出謁、 尚書刑部 不許 殿中省 仍許

乞行立法」。詔「毀傷支體、有害風敎。況夷人之法、中華豈可效之。累有處分、終未能革、可徧行下。違者以大不恭論 [二-六五]〔政和五年〕十一月四日、 臣僚言「諸色人燃頂、 煉臂、 刺血、 斷指、已降指揮、並行禁止、 日來未見止絕

添賞錢三千貫文。監司、守臣知而不舉覺、與同罪。 京師委開封府嚴行禁止」。

[二-六六]〔政和六年〕六月十一日、 明條法、重立賞、嚴行禁止」。 每等加一十貫、 流二千里錢七十貫、 檢會政和賞格、 詔「訪聞諸路民閒多是銷毀銅錢、 每等加一十貫。詔於賞格內杖罪添作五十貫、徒一年七十貫、流二千里 告獲鉟銷、 磨錯、 翦鑿錢取銅以求利及買之者、杖罪錢一十貫。徒一年錢 打造器皿、 毀壞錢寶、 爲害不細。 仰尚書省

(2) 訓 読

百貫、

餘並申明行下。

[二 - 四四] 〔崇寧三年〕六月十二日。臣僚言へらく「檢會するに、前後臣僚奏請、條禁を礙る有り。特に且らくは、今 來指揮に依り施行するを乞ふは、 其の類一に非ず、 甚だ紀綱を維持し、衆と共守する所以の意に非ざるなり。欲し乞

援例破條せしは徒二年、

御史臺に令して覺察彈奏せしむ

ば、 緣苟且の人をして復た意外の幸有る無からしむるに庶からん」と。詔して之れに從ひ、 令に在るは、並びに有司に仰せて遵守せしめんことを。所有特に乞ひて權りに今來指揮に依るの類並びに罷むれば、 ふらくは、 違制を以て論じ、 惟だ至尊を供奉し及び邊防を措置するも、 仍ほ御史臺に令して覺察彈奏せしめん。 法の具載し難きは、 臨時に奏請するを許し、 如し今後輒りに敢へて陳乞せ 其の餘の著して勅 因

當に議して合に得べきの罪賞を除くの外、 不糾法に依る。 て理納し入官す。一、鄰保內、 錢を支すべし。才めて情由を見得するを候ち、 地分に於て粉壁もて曉示し、 上下究心し、 私造するは、 [二-四五]〔崇寧四年〕四月十二日、 方に能く杜絕すべし。 各々の條格及び朝廷の近降指揮有り、 提刑司、 仍ほ眞謹書寫し、 歳每に巡捕官獲ふる所の私鑄錢寶・私造銅器を比較し、一路最少の人名二員もて聞奏し、 如し私鑄錢寶、 今、 中書門下省送到せし白劄子 約束事件下項を具す。一、私鑄錢、 陞黜を明行し、 監司至る所にて點檢す。 私造銅器の人有るも、 即ち合に支すべき數目に據りて立便に支給し、各々犯人の名下に於 合に遵守すべきに自るの外、 以て勸戒と爲す」と。之れに從ふ。 「勘會す。 知りて告げざるが若きは、 私造銅器の罪賞條禁は、 民間に錢寶を私鑄し、 私鑄錢寶、私造銅器を獲ふれば、 全て監司、 州縣及び巡捕官司 並びに五保內犯知而 及び鍮石 並びに仰 合に賞 銅器を せて逐 に藉り、

ざれば、編集し以て稽考に備え。閱歲斯久にして未だ奏御を聞かざるは亦た立限し修纂せんことを乞ふ」と。 [二-五六]〔政和〕二年二月五日、 に攀援して例を爲すを容れんや。乞ふらくは有司に詔し、成法を恪遵し、例を以て決事するを得ざらしめんことを。 一司敕令所に命じ、六曹の事を以て永制と爲す可きは修して法と爲し、 臣僚言へらく、「一時の特旨は乃ち人主の威福もて御下を操縱するの 其れ特旨自り出で、 有司の決する所に なれば、 頃 분

(一省錄事都事 三一六四 [政和五年] ・樞密院逐房副承旨・差守闕當官・法司及び貼司、 八月十一日、 刑部・大理寺奏す「修立したる條法。 同じ)・大理寺・開封府 諸て臣僚 國子監太學辟廱官 樞密院都承旨 (赤縣は左右廂 左右司

縣勾當公事の若き)、 太子侍讀侍講、 出謁及び賓客を接見するを許さず。翰林學士承旨、翰林學士、 尚書刑部、 殿中省官、 司農寺長貳丞は、 並びに出謁を禁じ、 給事中、 假日は卽ち見客す。 中書舍人、 起居郎、

秘書省及寺監 御史臺檢法主簿、 假日に遇へば出謁を聽し、仍ほ見客を許す」と。之れに從ふ。

者は、大不恭を以て論ず。添賞錢三千貫文。監司守臣、 り。況や夷人の法 びに禁止を行ふも、 [二一六五]〔政和五年〕十一月四日、 日來、 中華豈に之れに效ふべけんや。 未だ止絕するを見ず。立法を行ふを乞ふ」と。 臣僚言へらく「諸色人の燃頂、 累ねて處分有るも、 知りて舉覺せざるは同罪を與ふ。京師は開封府に委ねて禁止 煉臂、 終に未だ能く革せず、 詔す「支體を毀傷するは、 刺血、 斷指するは、 編く行下すべし。 已降せる指揮 風教を害する有 もて並 違

を嚴行す」と、

貫、 壞し、害爲ること細ならず。 [二]-六六]〔政和六年〕六月十一日、 等每に一十貫を加へ、流二千里は錢七十貫、等每に一十貫を加ふ。 錢を鉟銷・磨錯・翦鑿し銅を取り以て利を求め及び之れを買る者を告獲せば、 尚書省に仰せて條法を申明し、賞を重立し、禁止を嚴行せしめん」と。 詔す「訪聞すらく諸路民閒、多く是れ銅錢を銷毀し、器皿を打造し、 詔し、賞格內に於て杖罪は五十貫を添作し、徒 杖罪は錢一十貫。 徒一年は錢二十 政和賞格を檢會 錢寶を毀

一年は七十貫、流二千里は一百貫、餘は並びに申明行下す。

③ 語 釈

獲到數少者) 私造銅鍮石之物、 七日に「尙書省言詳定重修敕令所修立禁私鑄錢法。從之」とある。 示される法律は、 (因緣苟且) 每路各貳員以聞」 私情により法を守らないこと。 所屬監司歲終比較 具体的には であろう。 『慶元条法事類』巻二八、権禁門 (謂私造銅鍮石係提點刑獄司比較之類) 〈巡捕官〉 〈碖石〉 巡捕にあたる下級官吏。 鍮石 (真鍮) 「銅鍮石鉛錫銅礦」 のこと。『宋会要輯稿』 〈條格〉 奥最多 主簿など。『吏学指南』「官稱」に ここで「民間私鑄錢寶……各有條格_ (最少之人最少謂地分內透漏及犯者數多而 に見られる職制令 刑法一、 紹聖二年 諸巡捕官 巡捕 獲

指す。 辟雍 外舎を辟雍といい、 官。 和元年十一月」「二十四日。 S 事例で、刑法禁約は、 州に付設された、 江寧など特別区域の県には赤・次赤・畿・次畿の等級がつけられていた([梅原|九八五] 二〇一頁)。 を優先させたので、 例破條〉 一八、大観三年四月八日条)。 大観三年には 謂不分地 (あるいは辟廱、 〈燃頂〉 〈大不恭〉 の 仏教などの修行の一種。 積み重 画 包括巡捕之官也」とある。 十悪の中の第六。 廂のある附郭県ではないかとされている([包二○○七])。 「大觀重修國子監太學辟廱勅令格式・申明・一時指揮」 辟雝、 「用例破條」「引例破法」という、 そのなかでは有力者の子弟は他より優遇されていた。 ねが法規範となる傾向が強かった明・清とは異なり、 これについての規定を知る上でもっともまとまった史料である。 壁雍) 詔毀傷人體、 〈赤縣〉 とは西周の天子の大学を指すが、北宋熙宗期には蔡京の天下三舎法において、 宋元によく見られる。 定のレベルの県。 有害民教、 〈粉壁曉示〉 況夷人之教、中華豈可效之。宜增賞禁牛窐司、 例をもって法を破ることへの批判が多く見られた。 国都開封・応天府・大名・河南の四京、 官署の壁に書いて告示すること。[朴二〇一〇] 〈累有處分〉 処分とは措置、この場合は直前の立 が修立されている(『宋会要輯稿』職官二八 ここでは 宋朝は政治・行政において明確 〈出謁〉・〈禁出謁〉 「国子監太学の辟廱官」であろう [宮崎二〇一〇] 面会についての禁止 京兆・太原・真定 不舉 〈左右廂縣〉 第七章に詳 一同罪」 に例 〈辟廱官 太学の などを 法 页 〈援 各

4和訳

5 いるものが 方面 、るも >法・規定をともに守っていくという趣旨にはなはだ反する。 乞うらくは、 四四 のは関連各機関に遵守させるよう命令し、 [で法律に文章化するのが難しいものについては、 きあり、 [崇寧三年]六月一二日臣僚が 特に暫時、 近来の指揮によって施行することを求める場合などが少なくない。 「〔関連法等を〕 特に臨時に近来の指揮に従うようにという請求はすべて罷めさせる 臨時の奏請を許すが、 検討したところ、 惟ら陛下へお仕えすることと辺防 最近は臣僚の奏請が禁止命令と齟 その他の法典に具体的に文章化され 紀綱を維持し、 の措置

てこれを受け入れ、 ようにしてほしい。 さすれば私情によって法を守らぬ人が不正をするようなことはなくなるだろう」と言った。 今後もしそれでもみだりに陳乞するようであれば、 違制と見なし、 さらに御史台に摘発

せることとした。

州県、 罪があり知っていながら糾弾しない法」を適用する。 第、 0 び硫石・銅器の私造には、 [二]-四五]〔崇寧四年〕二年四月一二日、中書門下省が送った白劄子に「検討したととろ、 もし銭宝を私鋳したり、 **〜銅器を数え比べ、一路で〔捕獲数が〕最少の〔巡捕官〕二名を挙げて報告し、** 払う額・項目通りにただちに支給し、それぞれの犯人各人から正しく取り立て、官に納めさせる。 監司は細かく検査する。 巡捕官司らが、 私鋳銭、 私造銅器の罪賞条禁は、すべて命令して各地区において壁に書いて明示し、 上から下までよく心することによって、〔私鋳を〕途絶すべきだ。今、約束の事件を下項 銅器を私造したりする人がいることを知っていても通告しない場合は、すべて「五保内に犯 各々条格がある。及び朝廷が最近降した指揮については当然遵守すべきであるほか、 一、私鋳銭宝、私造銅器を捕まえれば、賞銭を支給することとする。 一、提刑司は、歳ごとに、 巡捕官が捕獲した私鋳の銭宝、私造 討議して罪や賞を与えるべきもの 民間での銭宝私鋳 大いに謹んで書写さ 経緯を確認でき次 一、鄰保内に、 通り、 監司、 お ょ

機関が決め rs るようにせよ」と言った。詔し、 することがないよう。近年は一司勅令所に命じ、六曹の事で永制とすべきものは法にさせ、もともと特旨で、 て、これを次々と例にしてしまってよいものだろうか。 [二 - 五六]〔政和〕二年二月五日、臣僚が「一時の特旨は、つまり皇帝が威厳によって臣下を統率する大権なのであ いかは、 昇進・降格を明確に行い、 たのでなければ、 編集し今後の参考に供する。 今後、 これにより勧戒とする」と。これに従った。 援例破条をすれば徒二年とし、 関係各機関に詔して、つつしんで法文化させ、 だがこと数年上奏していないものは期限を区切って修纂す 御史台に覚察弾奏させることとした 例によって決 関係各

[二-六四]

〔政和五年〕八月一一日、刑部と大理寺が「修立した条法に

『諸ての臣僚、枢密院都承旨、左右司郎官

省官、 當公事など) 六曹、 太子侍読侍講、 は出謁し及び賓客に接見するのを許さない。 枢密院逐房副承旨、 秘書省及寺監、 尚書刑部、 御史台検法主簿は休日となったら出謁を許し、さらに客に接見するのを許す」と奏した。 差守闕当官、 殿中省官、司農寺長二丞はみな出謁を禁ずるが休日に客に接見するのは許す。 法司及貼司も同じ)、大理寺、開封府、 翰林学士承旨、 翰林学士、給事中、 国子監太学の辟廱官 中書舍人、 (赤県の左右廂県勾 尚 起

これに従った。

貫を加え、 たりした者を告発すれば、 格に禁止せよ」と詔した。 多いと聞く。銭宝を毀損するというのは害として大きい。尚書省に言って法律条文を申明し、あらためて賞を立て、厳 五〇貫に徒一年は七〇貫、 [二-六六][政和六年]六月一一日、「入ってくる情報では各地の人々の間で銅銭を鋳つぶし、器皿を製造することが 司・守臣が知っていながら検挙を怠れば同罪とする。京師の場合は開封府に委ねて厳しく禁止させよ」と詔があった。 ていない。あまねく命令を下し、違反者は「大不恭」を適用すべきだ。〔告発者に〕賞を三〇〇〇貫文支給せよ。 を害するものだ。夷人の法を中華が真似ていいことがあろうか。これまで何度も法的措置が行われたのに、結局改まっ て禁止されている。だがこの頃、まだ途絶を見ていない。立法を行うよう乞う」と言った。「支体を毀傷するのは風教 [二]-六五]〔政和五年〕一一月四日、 流二千里相当は銭七○貫として等があがるごとに一○貫を増す。 政和賞格を再調査し、銭を鉟銷・磨錯・翦鑿し銅を取りこれにより利益としたりこれを売 流二千里は一○○貫に修正し、その他はすべて申明を出して行き渡らせる。 犯人が杖罪相当であれば賞は銭一○貫、徒一年相当なら銭二○貫、等があがるごとに一○ 臣僚が「一般人の燃頂、 煉臂、 刺血、 詔し、 断指についてはすでに指揮が有 賞格において杖罪相当については す

【史料Ⅳ】 書影2(右

『宋会要輯稿』刑法二「禁約」(民間慣習関連禁令)

(1) 原 文

涉訛妄、 三一四三 部實封行下開封府界及諸路州軍、 在州縣鎭寨、 意要惑衆。 [崇寧] 繳納焚訖 三年四 雖已降指揮、 所在具數申尚書省。 1月十九 子細告論、 今荊湖南北路提點刑獄司根究印撰之人、 H 中書省・ 竊慮上件文字、 民閒如有上件文字、並仰依前項朝旨、 尚書省勘會 亦有散在諸路州軍、 「近據知廉州張壽之繳到、 取勘具案聞奏、 使良民亂行傳誦、 焚毀訖、 無圖之輩撰造 其民閒所收、 具申尚書省 深爲未便」。 『佛說末劫 本限十日赴 詔令 所

合依條斷遣外、 [二-四八] 〔大觀二年〕八月十四日、 若偶有婦女雜處者、 卽未有專法。 信陽軍言 毀在京淫祀不在祀典者、 「契勘、 乞委監司每季一行州縣、 夜聚曉散、 傳習妖教、 覺察禁止。仍下有司立法施行」。 及集經社香會之人、 若與男女雜處、 從之。 É

送鄰州編管、 情重者奏裁 [二-五〇]〔大觀三年〕八月二十六日、

詔

其假託鬼神以妖言惑衆之人、

令開封府迹捕

科

并象法公然鏤板印賣。伏望下開封府禁止」。 [二一六〇]〔政和三年〕八月十五日、 臣僚言 詔 「軍馬敕、 印板並令禁毀、 諸教象法、 仍令刑部立法申樞密院 謄錄傳播者、 杖一百。 訪聞比年以來、 市 民將教法

坐之。 朝廷。 衆人之所者、 [二-六二] [政和] 庶止邪於未形 結集徒黨、 盡行毀拆、 事非細密。 四年二月五日、 且使無知之人冤陷於刑戮」。 明立賞典、 申令已明。 揭示鄉保、 臣僚言 **儻復違犯、** 「欲乞、 仍令逐都保、 從之。 下諸路括責州縣、 當嚴鄰保之法。 每季具有邪法聚衆申 州城兵官、 前此有以講說燒香齋會爲名而私置佛堂道院爲聚 縣巡尉、 縣 縣申 其不覺察之罪、 州 州电 提刑 比佗官宜加等 司 類 聚以

許人告 可速行禁止。 [二-六]] 〔政和四年六月〕二十七日、 仍追取印板繳納」。 韶已賣在諸處者、 開封府奏「太學生張伯奮狀、 許限一 月繳納、 所在官司繳申尚書省。 奏乞立法禁止 『太平純正典麗集』。 如違、 杖一 百 其 賞錢 (閒甚有詐 五十貫

[二十六三] [政和四年八月] 三十日、 詔 河 北州縣傳習妖教甚多、 雖加之重辟、 終不悛革。 聞別有經文、 互相傳習鼓

禁約、

卽難以

心止絕、

乞修立條」。

從之。

(2)

訓

読

追取、 當官棄毀。 雖非天文、 應有似此不根經文、 圖讖之書、 亦宜立法禁戢。 非藏經所載、 仰所收之家、 準此 經州 縣投納、 守令類聚繳申尚書省。 或有印 板石刻、 並

兼本路民庶之家、 [二-六四] 無所禁約」。 〔政和四年〕九月八日、 詔、 多有上件龍圖子。 仰監司 體究因依、 並是久未來置造、 臣僚言 如別無他弊、 「訪聞、 惠州海豐縣長橋亭壁上張掛白絹水墨畫龍圖 特兒根究、 其愚民不曉、 繳申尚書省、 因循習以 仍速行禁止。 成風。 蓋是自來官司失於奏請全失奉君之 民庶之家、 学一 面 仰限 兀 畔 月經州 紫絹

首納、

免罪。

逐州縣類聚納尚書省、

逐旋進納

辭、 文該載。 無止絕喫菜事魔之文、 [二] - 八一] 〔宣和三年〕 嚴立賞格、 懺』、『妙水佛幀』、『先意佛幀』、『夷數佛幀』、『善惡幀』、『太子幀』、『四天王幀』。已上等經佛號、 子下生經』、『父母經』、 居鄉村建立屋宇、 [二-七八] [宣和二年] 齋姊等人、建設道場、 誑愚惑衆、 皆是妄誕妖怪之言。多引『爾時明尊』之事、 許人陳告。今後更有似此去處、 上僭天王、太子之號」。奉御筆、 號爲齋堂。 卽州縣監司不爲禁止、 『圖經』、『文緣經』、『七時偈』、『日光偈』、『月光偈』、『平文策』、『漢贊策』、『證明贊』、『廣大 閏五月七日、 + 鼓扇愚民、男女夜聚曉散。 如溫州共有四十餘處。 月四日、 尚書省言 臣僚言「一、 州縣官並行停廢、 民閒無由告捕、 仰所在官司根究指實、 「契勘、 並是私建無名額佛堂、每年正月內取曆中密日、 溫州等處狂悖之人、 一、明教之人所念經文及繪畫佛像、 與道釋經文不同。至於字音、 江浙喫菜事魔之徒、 以違御筆論。 遂致事魔之人聚衆山谷。 將齋堂等一切毀拆。 自稱明教、 廉訪使者失覺察、 習以 成風、 又難辨認。 號爲行者。 自來雖有禁止傳習妖 號日 日竊發、 所犯爲首之人、 監司失按劾、 『訖思經』『證明經』『太 委是狂妄之人、 今來明教行者、 卽於道釋經藏並 倍費經畫。 聚集侍者、 與同 依條施行外 **教刑** 若不重立 罪 偽造言 各於所 姑 旣

四三 [崇寧] 三年四 月十 九 Ħ 中 書省 尚書省勘會す、 「近ごろ、 知廉 渆 張壽の繳到に に據らば、 無圖 0 輩

佛

說

司 を行はしむる有り、 訖らば、 印 撰の人を根究し、 を撰造し、言は訛妄に涉り、意は衆を惑はさんことを要む。已に指揮を降すと雖も、 所在數を具し尚書省に申せしむ。 深く未便と爲す」と。 取勘し具案聞奏し、其の民間の收むる所、本と十日を限り所在州縣鎭寨に赴き、 韶し刑部に令して實封もて開封府界及び諸路州軍に行下せしめ、 竊に慮るに、上件の文字、亦た諸路州軍に散在し、 良民をして亂りに傳誦 今荊湖南北路提點刑 子細に告 納

[二-四八]〔大觀二年〕八月十四日 民間に如し上件の文字有らば、 信陽軍言へらく「契勘するに、夜聚曉散し、 並びに仰せて前項の朝旨に依らしめ、 焚毀し訖らば、 妖教を傳習し及び經社香會を集す 尚書省に具申す。

に從ふ。 有らず。 るの人、 男女雑處に與るが若きは、 乞ふらくは監司に委ね每季に州縣を一行し、 合に條に依り斷遣に自るの外、偶々婦女の雜處する有るが若きは、 覺察禁止せしむ。 仍ほ有司に下し立法し施行せしむ」と。之れ 卽ち未だ專法

[二一六〇]〔政和三年〕八月十五日、 以て衆を惑はすの人、開封府に令して迹捕・科罪し、 [二-五〇]〔大觀三年〕八月二十六日、 訪聞するに、 比年以來、 市民の教法并びに象法を將て公然と鏤板印賣す。 臣僚言へらく「軍馬敕に『諸て象法を教へ、謄録・傳播せしは杖 詔す「在京の淫祀にして祀典に在らざるを毀つも、 鄰州に送りて編管し、 伏して望むらくは開封府に下して禁止せし 情重きは奏裁せしむ」と。 其れ鬼神に假託 一百』とあり。

めん」と。詔し、

印板は並びに禁毀せしめ、

仍ほ刑部に令して立法し樞密院に申せしむ。

立し、 司に申 [二-六二] [政和] に鄰保の法を嚴にすべし。 說燒香齋會を以て名と爲し、 郷保に掲示し、 類聚し以て朝廷に上る。 四年二月五日、 仍ほ逐都保に令して季毎に邪法聚衆の有りやなしやを具し縣に申 州城の兵官、 而して私に佛堂道院を置きて人を聚衆する所と爲す有らば、盡く毀拆を行ひ、 臣僚言へらく「欲し乞ふらくは、諸路に下して州縣を括責せしめ、 徒黨を結集するは、 縣の巡尉、 其れ覺察せざるの罪は、 事細密に非ず。 申令已に明らかなり。 佗官に比して宜しく等を加へ之れに坐す。 縣は州に申 儻し復た違犯せば、
 此 れ 州 賞典を明 は提刑

庶くは邪を未形に止め、 且つ無知の人をして刑戮に陷るを免れしめんことを」と。之れに從

諸處に在る者は 奏乞す。 其の閒、 〔政和四年六月〕二十七日、 月を限りて繳納するを許し、 甚だ詐偽有り、 速かに禁止を行ふべし。 開封府奏す「太學生張伯奮狀もて、立法し 所在官司は尚書省に繳申す。 仍ほ印板を追取し、 如し違はば杖一百、 繳納せしめん」と。 『太平純正典麗集』 賞錢五十貫、 詔し、已に賣りて

するを許す

びに追取を行ひ、當官棄毀す。 く立法し禁戢せん。 に悛革せず。 [二-六三]〔政和四年八月〕三十日、 聞くらくは別に經文有り、 所收の家に仰せ、 應有此れに似たるの不根の經文、藏經の所載に非ざるは、 詔す 州縣を經て投納し、 互相に傳習し鼓惑し此れを致す。天文・圖讖の書に非ざると雖も、 「河北州縣、 妖教を傳習すること甚だ多く、之れに重辟を加 守令は類聚し尚書省に繳申す。 此れに準ず」 或いは印板石刻有らば、 ふると雖も、 亦た宜 終

ものの、 [二-六四]〔政和四年〕九月八日、 禁約する所無ければなり」と。 逐旋に進納す。 四畔は紫絹を用て縁す。 其の愚民は不曉にして、 仍ほ禁止を速行す。 兼ねて本路民庶の家、多く上件の龍圖子有り。 民庶の家、 因循し習ひて以て風を成す。蓋し是れ自來官司奉君の禮を全失するを奏請するを失 臣僚言へらく「訪聞すらく、 詔し、 仰せて一月を限り、 監司に仰せて因依を體究し、 州縣を經て首納せば冤罪す。 惠州海豐縣長橋亭壁上に白絹水墨畫龍圖子一面を張 如し別に他弊無くば、 並びに是れ久しく未だ置造を來さざる 逐州縣は類聚し尚書省に 特に根究を免じ尚書省

を建設 是れ私かに名額無きの佛堂を建て、 今來明敎の行者、 [二-七八]〔宣和二年〕十一月四日、 愚民を鼓扇し、 各々所居の鄕村に於て屋宇を建立し、 男女夜聚曉散す。 毎年正月內に暦中の密日を取り、 臣僚言へらく「一、 明教の人念ずる所の經文及び繪畫佛像は、 號して齋堂と爲す。 溫州等處の狂悖の人、 侍者、 聽者、 溫州が如きは共に四十餘處有り。 自ら明教を稱し、 姑婆、 齋妨等の人を聚集し、 號して曰く 號して行者と爲す。 『訖思經』、

は天王、 釋の經文と同じからず。字音に至りては、又た辨認し難し。委に是れ狂妄の人言辭を僞造し、愚を誑し衆を惑はし、 卽ち道釋の經藏に於て並びに明文の該載無し。皆な是れ妖恠を妄誕するの言なり。多く『爾時明尊』の事を引くも、 るの人は條に依りて施行するの外、賞格を嚴立し、人に陳告するを許す。 『太子下生經』、『父母經』、『圖經』、『文緣經』、『七時偈』、『日光偈」、『月光偈』、『平文策』、『漢贊策』、『證 太子の號を僭す」と。御筆を奉じ、所在官司に仰せて根究指實し、 『妙水佛幀』、『先意佛幀』、『夷數佛幀』、『善惡幀』、『太子幀』、『四天王幀』と。已上等の經 今後更に此れに似るの去處有らば 齋堂等を一切毀拆せしむ。 犯す所の首為 州縣官 道

ば、 由りて告捕する無く、遂に事魔の人山谷に聚衆するを致す。一日竊發するも、 妖教を傳習するを禁止するの刑賞有りと雖も、既り喫菜事魔の文を止絕する無く、 [二]-八一]〔宣和三年〕閏五月七日、 即ち以て止絕し難し。 條を修立せんことを乞ふ」と。之れに從ふ。 尚書省言へらく 「契勘するに、 江浙喫菜事魔の徒、 經畫に倍費す。 即ち州縣監司禁止を爲さず、 習ひて以て風と成す。 若し禁約を重立せざれ 民閒 É

並びに停廢を行ひ、

違御筆を以て論ず。廉訪使者覺察を失し、監司按劾を失せば、

同罪を與ふ

3語

とれか 渧淚、 門正統』巻四に ない、デタラメ、の意味。本条の禁令は、過程の詳細は分からないが、南宋理宗嘉熙初の僧・銭唐の良渚鑑法師 治安上問題視されているところからすれば、あるいは末法・終末思想に関するものか。 有因縁経』二巻、『仏説法句経』一巻などが見えるが、いずれも闕とされている。 (佛說末劫 大小明王出世」とこの「不根經文」の法禁が見られ、会要本条文の「立法し禁戢せよ」という詔 (良渚の伝える法律は、咸淳五年(一二六九)の志磐『仏祖統紀』でも確認できる)。 『崇文総目』一〇 「唯祖宗法令 『諸以二宗經及非藏經所載不根經文傳習惑衆者、 「釈書類」には『仏説一 乗究竟仏心成経』一 巻、『仏説三停厨法経』一 有罪』…不根經文、 仏教書のようだが、「末劫」といい、 この条文では二宗(マニ教) 〈不根經文〉「不根」は根拠が 謂佛吐 の立法内容は 『仏説未曾 の の教

至がそれを奉った際の挨拶文が記されている。 典や蔵経 の教典も挙げている。 (大蔵経のこと) に含まれない経文を指して『不根の経文』 〈龍圖子〉 竜の絵。 圖子とは、 前 敎 般にマニ教あるいは弥勒信仰だが、 図形など。 といい、 『祠部集』 その具体例として弥勒信仰 巻三二 「唐龍圖子方書 この宣和 (「大小明 は北 月 0) Ź

④ 和 訳

 \exists

1の内容

は

7

三

〈密日〉

今の

日曜日にあたる。

焚書が終われば、 諸州に命令を下させ、 を伝えているのであれば、 報告する。 してはいるが、 た『仏説末劫経』を見てみると、 民間から押収した本は、 私の考えでは、 [崇寧] 今回、 尚書省に報告させる。 三年四月一九日、 子細に告諭して、 荊湖南北路提点刑獄司は、 非常にまずいことである」と言った。 右記のような文章には、 一〇日以内に、 その文章はでたらめばかりで、 中書省・尚書省が検討し、「近どろ、 民間にもし右記のような文章があれば、 所轄の州県鎭寨に赴いて納めさせ、 編集・出版した人を徹底追求し、 まだ諸路の諸州に散在しているものもあり、 人々を惑わそうという意図がある。 韶して、 刑部に封印文書によって開封府界及び各地 知廉州張寿の提出した、 並びに命令して上記の朝旨通りにし、 所轄はその数を明記して尚書省 審理・原案提示・上申を行うこと 良民がみだりにこれ どろつきが すでに指揮を下

妖言によって人々を惑わすものは、 [二−五○]〔大観三年〕八月二六日、「在京の淫祀で祀典に載せられ るよう乞う」と言った。 合についての規定はない。 会を集する人で、 [二]-四八]〔大観二年〕八月一四日、 男女がごちゃごちゃする場合は、 皇帝はその通りにした。 監司に委ね季節ごとに州県を回って検挙・禁止させ、 開封府 信陽軍は に追跡させ罪を問 一調べてみると、 法律により処断するが、 こわせ、 夜に集まり明け方に散会し妖教を伝習し及び経社 鄰州 ていない に送り編管し、 それ以外、 ものは撤去破壊するが、 さらに関係機関に命じて立法施行す 事情が深刻なら奏裁する」 たまたま婦女が 鬼神の名をか 緒 K 5 た場

韶した。

州は提刑司に報告し、集めまとめて朝廷に上申させる。徒党を結集するということは、事態は些細なことではない。 なかった罪は、 令はすでに明らかであって、もしまた違反があれば、鄰保の法を厳にせよ。州城の兵官、県の巡尉について、 らかにし、郷保に掲示し、さらに都保ごとに季節ごとの邪法の集会があることを記して県に報告し、 焼香斎会」と称して勝手に仏堂・道院を設け、集会所としているところがあったなら、尽く取り壊し、 伏して望む」と言った。 [二]-六〇]〔政和三年〕八月一五日、 よくなるであろう」と。その通りにした。 [二-六] [政和] え聞くに、 近年来、 他官よりも等を高くして罪せよ。こうすれば邪行は未然にとどまり、また無知の人を断罪しなくても 四年二月五日、臣僚言う「欲し乞うらくは、 市井の人々の法律学習書や国法を公然と印刷販売しているので、 印刷原版は禁止・破壊し、また刑部に命令して立法し枢密院に送るように詔があった。 臣僚は 「軍馬勅には 『諸て象法を教へ、 諸路に命じて州県を統括監督して、これまで、「講説 謄録・ 開封府に命じて禁止するように 伝播せしは杖一 県は州に報告し、 百』とある。 賞の規定を明

があれば杖一百、 上奏した。すでに各地で売っている者は一月以内に提出させることとし、 典麗集』を禁止せよと。このごろ、詐偽が多く、速かに禁止を行うべきだ。 [二]-六二]〔政和四年六月〕二七日、 賞銭五○貫で人々に告発をさせる、 開封府は「太学生の張伯奮が状によって奏乞することには、 と詔した。 当地の官司は尚書省に提出する。 なお印板を取り締まり、 立法し 提出させよ」

に送付せよ。 [一‐六三]〔政和四年八月〕三○日、「河北の州県では、妖教を伝習することが甚だ多く、これを重罪としても結局 『の書でなくともまたしっかり立法して取り締まれ。 聞くところではいろいろと経文があり、 版木・ 石刻があればすべて取り上げ、 当該官が破棄する。 互いに伝えあって扇動し、 所蔵している家に行って州県に提出させ、 すべてこれに類したでたらめの経文や大蔵経 こういう結果になっている。 守令は集めて尚書省

賞格を厳密に立て、

人々に報告させることを許す。

今後、

さらにこのようなことのある場所があれば、

に収録されていないものはこれに准ずる」と詔した。

集め尚書省に送付し、逐次納めさせる」と詔した。 こですみやかに禁止措置を行う。 言って次第を調べさせ、もしほかに まで官司が皇帝の礼が全て失われていることを奏請するのを怠り、 はいずれも長いこと設置されていたものではないが、 かかっており、 [二-六四] 政和四年〕 四周は紫絹で縁取ってある。さらにこの路の庶民の家には、 九月八日、 庶民の家は一か月を限って州県に出頭し納付させれば、免罪とする。 臣僚は 〔当該官司に〕 「聞くところでは、 他の弊害がなければ特に追及することはせず、 愚民はばかであるから次第に習慣化してしまった。 恵州海豊県の長橋亭壁上に白絹で竜 禁約がなかったからである」と言った。 多くこの竜の図案のも 尚書省に提出 のがある。 Ō 図 州県はそれ とれ 「監司 これ にはこれ K

らの経 狂った人が 州などでは前部で四○か所あり、 策』、『證明賛』、『広大懺』、『妙水仏幀』、『先意仏幀』、『夷数仏幀』、『善悪幀』、『太子幀』、『四天王幀』という。 る経文及び絵画仏像は、 を名乗っている。このごろこの「明教行者」は、それぞれ住まっている郷村に建物を建て、「斎堂」と称している。 [二]-七八] 〔宣和二年〕一一月四日、 斎姊等の人を集め、 '明尊』のことを引用するが、 その地 の仏 の呼び名は、すなわち道教 の官司に言って徹底究明し、「斎堂」など一切を破壊する。 加減なことを言 道場を建設し、愚民を扇動し、男女が夜に集まり曉に散会する。 『生経』、『父母経』、『図経』、 5 道教・仏教の教文とは同じではない。 いずれも勝手に名額もない仏堂を建て、每年正月内の曆の密日に、 愚か者が人々を惑わし、 臣僚は「第一に、 ・仏教の教典にも明確な記載がない。 『文縁経』、『七時偈』、『日光偈』、『月光偈』、『平文策』、『漢賛 温州等の地方の狂った人々は、 上は天王、 読み方に至っては理解すら難しい。 太子の号を僭称してい 犯した主たる人は法によって処置し、 みな、 怪しいものを生み出す妄言である。 自ら 第二に、「明教」の人が念じ 「明教」 る と言 侍者、 と称し、「行者」 まったく 聴者、 さら 姑

州県官は罷免

御筆に違反したとして処罰する。 廉訪使者が摘発を失し、監司が弾劾を失したら同罪とする。

教えるのを禁止するための刑罰・賞があっても、 [二一八一]〔宣和三年〕閏五月七日、 摘発しても予定よりも費用がかかる。重ねて禁約を立てなければ途絶するのは難しいだろう。法律条文を立法させる も禁止を実施せず、よって人々も告発することがなく、とうとう事魔の人々は山谷に集まるようになった。 尚書省「調べると江浙の喫菜事魔の徒は慣習化している。これまで妖教を伝え いまだ喫菜事魔の教えを根絶することはできず、すなわち州県監司 ったん

解訪

ように乞う」と言った。

この通りにした。

じる様々な詔勅が発布されたが、しかしそのうち『仏祖統紀』、『釈門正統』に見られるような法律と化するのは にすぎなかった。 末以降浙江、 (マニ教あるいは弥勒信仰)の具体的な経典名を伝える唯一の史料として、従来重視されてきた。こうした諸宗教は北宋 は南宋から明初の民間宗教についての、極めて貴重な記述である。ことに宣和二年(一一二〇)一一月四日条は明 マニ教・白蓮教などは取り締まりを逃れるために仏教を称することもあり、 江西、 福建、 荊湖地方で盛んになったが、 取り締まりと放任のさじ加減は微妙であったため、 詳細はなかなか分からないが、これら これを禁

た民間信仰関連の記事は多く、宋元の民間信仰についての研究は朱瑞熙、 本稿では触れられなかったが、大観二年(一一八〇)八月一四日条に見える「夜聚暁散」 ととに 陳高華、 [竺沙一九七四]、[陳二○一二]一六八頁、[楊二○○四]などは重要である。 陳学霖、 浅井紀諸氏をはじめこれまで相当な数の研究者によって行われてきた。 劉銘恕、 **呉晗、星月、** を含め、『清明 牟潤孫、 こことの関連で言え 龍石帚、 にも 陳 ま

朴永哲

【書 大

たこと)がある場合は、 書影2をみても分かるように、多くは一日で一条となっている。上奏文と「從之」(詔勅によってその内容が発布され 詔勅が出ている日付となる。

記載しないものも出てきている。 外国の文献などでは最近、標点本 右に述べたように、「刑法二 - 四四」など、その記述があるハコの外に書いてある番号を記載するのが常であるが、 (河南本)の頁番号を併記したり、あるいはハコの外の番号を省いて頁番号だけしか

【参考文献】

梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五年)

王世宗『南宋高宗朝変乱之研究』(台北、国立台湾大学出版委員会、一九八九年)

滋賀秀三『中国法制史論集 ――法典と刑罰』(創文社、二〇〇三年)

竺沙雅章「方臘の乱と喫茶事魔」(『東洋史研究』三二巻四号、一九七四年、のち竺沙雅章 『中国仏教社会史研究』 同朋舍、 _ 一 九

八二年所収

陳学霖 『宋明史論叢』(香港、中文大学出版社、二〇一二年) 解開 《宋会要》之謎」(北京、社会科学文献出版社、

一九九五年

—」(『中国史研究』六八、二〇一〇年)

陳智超

包偉民 「宋代的城市管理制度」(『文史』二〇〇七年二期

「宋代法書의禁書斗粉壁의條法 - 宋代王法主義의一考察

楊訥 宮崎聖明『宋代官僚制度の研究』(北海道大学出版会、二〇一〇年)

『元代白蓮教研究』(上海、上海古籍出版社、二〇〇四年

51